北陵中学校トイレ洋式化改修工事

（北陵中学校）

図 面 目 録

番　号	図　　面　　名	縮　尺
A-01	特記仕様書1	―
A-02	特記仕様書2	―
A-03	特記仕様書3	―
A-04	敷地図、配置図	1/800
A-05	平面詳細図（改修前後）	1/50
A-06	断面詳細図（改修前後）	1/50
A-07	キープラン	1/100
A-08	建具表	1/50
M-00	機械設備特記仕様書	―
M-01	平面詳細図（改修前後）	1/50
E-00	電気設備特記仕様書	―
E-01	便所　共通凡例　機器姿図	―
E-02	平面詳細図（改修前後）	1/50

建築工事仕様

工事概要

工事名称	北陵中学校トイレ洋式化改修工事
主要用途	学校
工事種別	改修
敷地	多治見市旭ケ丘10丁目６番地の82

都市計画法等　都市計画区域　⊙都市計画区域内（⊙市街化区域・市街化調整区域・その他）
・都市計画区域外
用途地域　⊙第１種中高層住居専用地域
防火地域　・防火地域　・準防火地域　⊙指定なし
その他の指定　⊙２２条指定区域内　・２２条指定区域外　・（　　）

建築基準法　道　路　・国道　・県道　⊙市道　・町道　・村道　・私道
幅員　8.0m
指定の建ぺい率　６０％　　指定の容積率　２００％

工事の範囲
⊙建築主体工事一式
⊙外構工事　⊙舗装一式　・駐車場一式
・消防活動空地一式　・植栽一式
⊙電気設備工事一式　⊙機械設備工事一式　・昇降機設備工事一式
・電話工事一式　⊙解体工事一式　・搬送設備工事一式

1．共通仕様
（１）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和７年版【令和７年改訂】)（以下「標準仕様書」という。)による。
（２）電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、電気設備改修工事及び機械設備改修工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
電気設備改修工事の特記仕様書は（　／　）図、
機械設備改修工事の特記仕様書は（　／　）図による。
（３）改修工事を本工事に含む場合は、改修工事は改修工事の工事仕様書を適用する。
改修工事の工事仕様書は（　／　）図による。
（４）受注者は建築基準法第７条の定めによる完了検査（同法第７条の３の定めによる中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料（報告書等）を用意すること。

2．特記仕様
（１）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項の中で選択する事項（・印の付いたもの）は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
（３）特記事項に記載の［　．　］内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）受注者は、南海トラフ地震防災対策推進地域における工事にあっては、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
上記事実が発生した場合は、契約書第26条（臨機の措置）の規定による。
（５）標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例等を含む）に抵触する場合には、関系法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。

章	項目	特記事項
① 共通事項	①適用基準	建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（令和４年版） 各図面において、（０－００－０）内の数字は適用する上記詳細番号を示す。 工事写真撮影ガイドブック（令和５年度版）建築工事編及び解体工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和４年版）
	②施工計画書	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督員に提出する。 次の工種に該当する工事の施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 ⊙仮設工事　・土工事　・地業工事 ⊙鉄筋工事　⊙コンクリート工事　・鉄骨工事 ・コンクリートブロック・ＡＬＣパネル、押出成形セメント板工事 ⊙防水工事　・石工事　・タイル工事 ⊙木工事　・屋根及びとい工事　・金属工事 ・左官工事　・建具工事　・カーテンウォール工事 ⊙塗装工事　・排水工事　・舗装工事 ⊙その他監督員の指示する工事
	③発生材の処理等	発生材は監督員の指示により受注者の負担にて関係法令に基づき適正処理する。
	④材料の品質等	本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ又はＪＡＳマーク表示のない材料等は、次の１）から６）の事項を満たすものとする。 １）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ３）安定的な供給が可能であること。 ４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料等を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断に基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁　平成１８年２月１５日）に準拠した証明書を監督員へ提出する。

章	項目	特記事項
① 共通事項	⑤施工の検査等	・ ⊙その他監督員の指示による
	⑥施工の立ち会い等	・ ⊙その他監督員の指示による
	⑦化学物質の濃度測定	１）施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督員に報告する。 ２）測定対象室及び測定箇所数は次による。 測定対象室（　屋外便所　）　測定箇所数（　１　） 測定方法　※パッシブ採取による蒸気拡散式分析法　・厚生労働省の標準法 測定物質　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン 学校のみパラジクロロベンゼンを追加 換気　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等を含む。）を開放し３０分換気する。 閉鎖　測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の扉は、開放したままとする。 測定　測定は、「閉鎖」の状態のまま行う。 測定時間は、原則として２４時間とする。但し２４時間測定が行えない場合は、８時間測定（１０時３０分～１８時３０分）とする。 測定位置は、室中央付近の床から１．２m～１．５mの高さとする。
	⑧完成時の提出書類	⊙完成図（施工図、施工計画書を除く） ※新規に作成　・既存完成図を修正 記載内容は監督職員と協議する。 完成図ＣＡＤデータ作成方法は「建築ＣＡＤ図面作成要領」（平成１７年４月改訂版）による。 ⊙保全に関する資料 提出　※１部　・ ⊙施工図（・監督員の指示による　・　　） 提出　※原図及びその複写図１部　・ ⊙施工計画書（・監督員の指示による　・　　） 提出　※１部　・ 本工事に係る施工図及び施工計画書の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。 製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	⑨工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック（平成30年版）」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による他、監督員の指示により撮影し提出する。
	⑩建設機械	１）本工事においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年 7月31日建設省告示第1536号、最終改正 平成13年4月9日国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議の上、必要書類を提出するものとする。 ２）本工事においては「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日国総施第215号、最終改定 平成23年7月13日国総環リ第1号）に基づき指定された建設機械を使用する。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年建設技術評価制公募課題「建度設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はあるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 排出ガス対策建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。
	⑪設備工事との取り合い	本工事の施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ※駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ※設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受ける。
	⑫事故報告	※工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通知するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。

章	項目	特記事項
① 共通事項	⑬養生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。 ※粉じん対策　粉じんが発生する場合には、集塵機を設置すること。 工事車両の洗車及び道路の清掃をすること。 搬出時等は、周辺道路への土砂等飛散防止に努めること。 ※安全対策　工事車両の出入口及び出隅部分に透明板付の仮囲いや赤色灯を設置すること。 ・騒音対策　隣地境界地点において騒音振動測定器を設置し測定管理すること。 ・夜間照明　仮囲い上部に仮設夜間照明を設置すること。
	⑭完成写真	撮影箇所数　※（　）箇所　・航空写真（　）箇所　⊙監督員の指示による 本完成写真の著作者の権利は、発注者に委譲するものとする。 提出内容 ※電子データ（JPEGフルカラー、圧縮率1/4程度）１部 画素数、画質等 4500×3000 ピクセル以上で画像補正を行ったもの 記録方式：ＲＧＢ（フルカラー）、ＪＰＥＧ最高画質 記録媒体：ＣＤ－Ｒ（ＩＳＯ）又はＤＶＤ－Ｒ ⊙カラープリント　Ａ４版（　３　）部 アルバム（黒表紙金文字300㎜×300㎜程度）　・無し　※有りフォトブック ・四つ切　（　）枚　※アルミ額縁 ・半切　（　）枚　※アルミ額縁 ・全紙　（　）枚　※アルミ額縁
	⑮書類の書式等	本工事の施工に関して提出する書類は、発注者が受注者に提示する「工事の請負に係る書類」様式に基づき作成する。
	⑯下請施工業務下請け業者等	本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を岐阜県内に本店（建設業法（昭和２４年法律第１００号）に規定する主たる営業所含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。 下請け業者の選定に当たっては岐阜県入札参加資格停止の処置がなされていないこと。
	⑰産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物の関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物の最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認すること。
	⑱暴力団の排除措置	妨害又は不当要求に対する通報義務 １）受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合入札参加資格を停止をすることがある。 ２）受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。
	⑲軽微な変更等	現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状寸法の軽微な変更は、監督員の指示による。なお、この場合請負金額の変更は行わない。
	⑳事故防止策	安全施設の使用・設置 １　安全施設の使用・設置は関係法令等を順守するほか次のとおり講じなければならない。 （1）原則、昇降用梯子で作業しないこと。ただし、やむを得ず作業する場合は、本作業用、補助用の2丁掛としなければならない。 （2）安全帯は一連の作業において親綱の架け替え等が生じる場合は、本作業用、補助用の2丁掛としなければならない。 定期安全訓練・研修等 ２　受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

（北陵中学校）

業　務　名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種　別	特記仕様書1	図面番号	A1
縮　尺	―	作成年月	―
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　波多野公彦		

① 共通事項

21 工事着手前協議

受注者は工事請負契約後直ちに設計図書を照査し、受注者及び発注者側が現場状況を確認の上、設計と現地との整合性及び問題点を整理した後に、工事着手前協議を発注者側の発議により開催するものとする。なお、立会者は発注者側が指定する。

22 県産材の利用

「公共施設県産材利用推進方針」(岐阜県)に基づいて県産材利用促進に取り組む。

23 その他

ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について
（１）ディーゼルエンジンを動力とする車両には、JIS規格の軽油を使用すること。
（２）ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。
工事施工に際し、在来部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。

※用語の読み替え

「日本工業規格」を「日本産業規格」に読み替える。
「改正工業標準化法（平成16年6月9日公布　法律第95号）」、「工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布　法律95号）」、「改正工業標準化法（平成16年6月）」をそれぞれ「産業標準化法」に読み替える。
適用日を令和元年7月1日とする。

② 仮設工事

1 足場その他

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
内部足場　(・)設置する　（※　脚立、足場板等　・　　）　・設置しない
外部足場　(・)設置する　・設置しない
防護シート　(・)設置する　・設置しない
(・)外部足場の防護シートによる養生　(・)養生シート　・防音シート　）

2 監督職員事務所

・設ける
・構内既存建物の一部を使用する。
・構内に新設する。
規模(m２程度)　・１０　・２０　※３５　・６５　・１００
(・)設けない

3 工事用水

構内既存の施設　※利用できない
(・)利用できる（※有償　・無償）

4 工事電力

構内既存の施設　※利用できない
・利用できる（※有償　・無償）

5 設計ＧＬ

※設計ＧＬ＝ＫＢＭ＋ 200 ㎜（現状地盤高は図示）
・

6 確認済の表示

建築基準法第８９条に基づく「確認があった旨」の表示をする。
(・) 適用する　・　適用しない

③ 土工事

1 埋戻し及び盛土

※表3.2.1による種別
・Ａ種　適用場所（　　）
(・)Ｂ種　適用場所（基礎工事に伴う根切り土の良質土）
・Ｃ種　適用場所（　　）
土質（　　）　受渡場所（　　）
・Ｄ種　（細粒分(75μm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする）
適用場所（　　）
・材料及び工法　材料（　　）　工法（　　）

2 建設発生土の処理

[3.2.5]
「建設発生土情報交換システム」（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）を活用し近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督職員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入を確認できる資料を提出する。

・場外指定場所に搬出する。
※搬出後、監督職員へ搬出先の受入を確認できる資料を提出する。
・場内指定場所に敷き均し（　　）
・場内指定場所に堆積　（　　）
・岐阜県建設発生土管理基準により土壌検査を行う。

④ 地業工事

1 捨コンクリート地業

捨コンクリートの厚さ　※50㎜
施工範囲
・基礎梁下、土に接するスラブ下
(・)図示による（　　）
設計基準強度　※18N/㎟
スランプ　※15cm又は18cm

⑤ 鉄筋工事

1 鉄筋の種類

鉄筋の種類

種類の記号	呼　び　名　(㎜)	備　考
(・)ＳＤ２９５Ａ	Ｄ１６以下	
・ＳＤ３４５	Ｄ１９以上	
・		
・		

2 溶接金網

形状等

種　類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(㎜)	使 用 部 位
・溶接金網			
・鉄筋格子			

3 鉄筋の継手及び定着

鉄筋の継手の方法等

部　位	継手の方法	呼び径 (㎜)
柱、梁の主筋	・ガス圧接　・機械式継手　・溶接継手	
耐力壁の鉄筋	・重ね継手　・	
その他の鉄筋（基礎）	(・)重ね継手　・	Ｄ１６以下

継手位置　・図示による（鉄筋コンクリート構造 配筋標準図（1））
柱及び梁主筋の重ね継手の長さ　・図示による
（鉄筋コンクリート構造 配筋標準図（１））
耐力壁の重ね継手の長さ　・図示による（　　）
鉄筋の定着の長さ　・図示による（鉄筋コンクリート造造 配筋標準図（１））

4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む）

最小かぶり厚さ
・図示による（　　）
(・)公共建築工事標準仕様書による
柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無
(・)なし
・有り　適用箇所(　　)
主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する
軽量コンクリートで土に接する部分
(・)なし
・有り　適用箇所(　　)
最少かぶり厚さに加える暑さ（　　）㎜
・
耐久性不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等）
(・)なし
・有り　適用箇所(　　)
最少かぶり厚さのくわえる暑さ（　　）㎜
・
鉄筋相互のあき（機械式継手及び溶接継ぎ手を除く）
・図示による（　　）
(・)公共建築工事標準仕様書による

5 各部配筋

各部配筋
(・)図示による（　構造図　）
・

⑥ コンクリート工事

1 ｺﾝｸﾘｰﾄの種類

ｺﾝｸﾘｰﾄの類別
※　Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
・　Ⅱ類（JIS A 5308に適合したコンクリート）

2 ｺﾝｸﾘｰﾄの気乾単位容積質量による種類及び強度等

普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度(N/mm2)	スランプ	気乾単位容積質量　(t/m3)	適用箇所
※２１	(・)１８	2.3程度	基礎・地中梁・・土間スラブ
(・)１８	(・)１８		捨てコンクリート
・	・		

※については構造体強度補正値（S）を適用すること。
軽量コンクリートの設計基準強度

設計基準強度(N/mm2)	スランプ	気乾単位容積質量　(t/m3)	種類	適用箇所
・	※２１		・1種・2種	
・				

3 セメント

種類
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種（普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が７日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする）　適用箇所（　　）
・高炉セメントＢ種Ⓖ　適用箇所（※基礎及び基礎梁　・　　）
・フライアッシュセメントＢ種Ⓖ　適用箇所（　　）

4 骨材

アルカリシリカ反応による区分
※Ａ　・Ｂ

5 混和材料

(・)混和剤
混和剤の種類
※[6.3.1](4)(a)による　(・)ＡＥ減水剤
・混和材
混和材の種類

⑦ コンクリート工事

6 型枠

せき板の材料及び厚さ　(・)合板　(・)12㎜　・　　)Ⓖ　・
・断熱材を兼用した型枠材
使用箇所　・図示による（　　）　・
・MCR工法用シート
適用箇所　・図示による（　　）　・
打増し厚さ　・20㎜　・
打増し範囲　・図示による（　　）　・
スリーブの材種・規格等　・図示による（　　）　・
※標準仕様書6.8.1表による

⑧ 防水工事

1 シーリング

標準仕様書表 9.7.1による
シーリング材の目地寸法　※標準仕様書 9.7.3(1)(ｱ)～(ｳ)による　・図示
接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験

⑨ 金属工事

1 ステンレスの表面仕上げ

種　別	施工箇所
※ＨＬ仕上程度	図示
・鏡面仕上程度	
・No.2Ｂ仕上程度	

2 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類
※標準仕様書 表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・図示
スタッドの高さが5.0mを超える場合　※図示　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※標準仕様書14.5.4(5)による　・図示

⑩ 左官工事

1 モルタル塗り

モルタル　・現場調合材料
・既調合材料（　　）
既製目地材　・設ける　施工箇所（　　）　形状（※図示　・　　）
・設けない
床の目地
・設ける
目地割り　※２m2程度（最大目地間隔３m程度適用しない　　）
種類　※押し目地　・　　）
・設けない
外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験
・適用する　・適用しない
・防水剤
品質・性能　建築材料等品質性能表による
試験方法　建築材料等品質性能表による

（北陵中学校）

業　務　名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種　別	特記仕様書2	図面番号	A2
縮　尺	―	作成年月	―
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　波多野公彦		

⑪ 塗装工事

①材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
・防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所： ）

②素地ごしらえ

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種・B種
	透明塗りの場合	※B種・A種
鉄鋼面		※C種・A種・B種
亜鉛めっき鋼面		・A種・B種・C種
モルタル面及びプラスター面		※B種・A種
コンクリート面、ＡＬＣパネル面		※B種・A種
押出成形セメント板面	目地：継目処理工法	・A種・B種
せっこうボード面及び	目地：継目処理工法以外	※A種・B種
その他ボード面	目地：継目処理工法以外	※B種・A種

③錆止め塗料塗り

下地面等		工程の種別	塗料の種別
鉄鋼面	見え掛り部分	※A種 ・B種	(EP-Gの場合
	見え隠れ部分	※B種 ・A種	※B種 ・A種)
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具	※A種 ・B種	・A種 ・B種 ・C種
	鋼製建具以外	※B種 ・A種	(EP-Gの場合 ※C種)

④塗装

塗装		種別	塗料の種類
⊙合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	※A種 ・B種	※1種 ・2種
	木部屋内	※B種 ・A種	※1種 ・2種
	鉄鋼面	※B種 ・A種	※1種 ・2種
	亜鉛めっき鋼面	―	※1種 ・2種
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種 ・A種	―
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		※B種 ・A種	―
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	―	上塗り等級（ ）級
	亜鉛めっき鋼面	―	上塗り等級（ ）級
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・A種・B種・C種	上塗り等級（ ）級
⊙つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り (EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※B種 ・A種	―
	屋内の鉄鋼面	※B種 ・A種	―
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種 ・A種	―
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※B種 ・A種	―
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種 ・A種	―
			―
・オイルステイン塗り(OS)		・水性・油性	―
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種 ・A種	―

⑫ 内装工事

①せっこうﾎﾞｰﾄﾞその他のﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張り

[19.7.2、3][表 19.7.1]

種 類・	JIS記号	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板G	HW	・15 ・20 ・25
・中質木毛セメント板G	MW	・15 ・20 ・25
・普通木毛セメント板G	NW	・15 ・20 ・25
・硬質木片セメント板G	HF	・12 ・15 ・18 ・21
・普通木片セメント板G	NF	・30
⊙けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ 2（無石綿） ⊙6 ・8
・ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板	DR	・フラットタイプ（・9(不燃)・12 ・ ） ・凹凸タイプ（・12(不燃)・15 ・ ）
・ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ 1号	RW-B	・25 ・
・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ 1号32K	GW-B	・25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包) ・
⊙せっこうボード	GB-R	※ 12.5（不燃）・ 15（不燃）
・不燃積層せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	GB-NC	9.5（不燃）化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃） ・15（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
⊙化粧せっこうボード	GB-D	12.5（不燃）幅 440mm 程度 模様（・ 柾目 ・ 板目） 専用下地材有り
・化粧せっこうボード（トラバーチン模様）	GB-D	9.5（準不燃）
・普通合板G		表面の材種 生地、透明塗料塗り （※ﾗﾜﾝ程度 ・ ） 不透明塗料塗り （※しな程度 ・ ） 板面の品質（ ） 厚さ(mm)（ ） 接着の程度（ ） ・防虫処理 難燃処理 ・防炎処理
・天然木化粧合板G		樹種名（ ） 接着の程度（・1類 ・2類） 厚さ(mm)（ ） ・防虫処理 ・難燃処理 ・防炎処理
・特殊加工化粧合板G		化粧加工の方法 （・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（・1類 ・2類） 厚さ(mm)（ ） ・防虫処理 ・難燃処理 ・防炎処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による （※ 1.2 ・ ）
・ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボードG	MDF	・3 ・7 ・9 ・12
・単板張りﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞG		・無研磨板 ・研磨板 ・10 ・12 ・15 ・18
・化粧ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞG		・単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・塗装 ・10（難燃）・12（難燃）・
・ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ（素地）G	HB	・無研磨板（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ ・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ） ・研磨板 （・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ ・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ）
・ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ（化粧）G		・内装用 ・外装用 ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・インシュレーションボードG	IB	A級（ ・天井仕上 ・内装仕上 ・ ） ・9 ・12 ・15 ・18

せっこうボード等の下地は図示による。
遮音シール材 ・適用する（・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド）
・適用しない
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
合板類の張付け ※B種 ・A種
せっこうボードの目地工法 ・仕上げ表による
・ベベル（Ｖカット）目地・テーパー目地

⑬ 舗装工事

①路床

[22.2.2、3、5][表22.2.1]

路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土G	・図示 ・
・遮断層	・川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量10%以下）	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャランG ・クラッシャラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量10%以下）	・図示 ・
・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量６%以下）	・図示 ・

路床安定処理
・添加材料による安定処理
種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種G
・フライアッシュセメントB種
・生石灰（ ） ・消石灰（ ）
添加量 kg（目標CBR ・3以上 ・ ）
・ジオテキスタイル
単位面積質量 ・60g/㎡以上 ・
厚さ(mm) ・0.5～1.0 ・
引張強さ ・98N/5cm（10kgf/5cm）以上 ・
透水係数 ・1.5×10-1cm/sec以上 ・
試験
砂の粒度試験 ・行う ・行わない
路床土の支持力比（CBR）試験 ・行う ・行わない
路床締固め度の試験 ・行う ・行わない
現場CBR試験 ・行う ・行わない

②路盤

[22.2.2、3、5][表 3.2.1]

路盤の厚さ ⊙図示 ・
路盤材料

種 別	
・砕石	・クラッシャラン
	・粒度調整砕石
⊙再生材	⊙クラッシャランG
	・粒度調整砕石G
・クラシャラン鉄鋼スラグG	
・粒度調整鉄鋼スラグG	
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグG	

試験
路盤締固め度の試験 ※行う ・行わない

③ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装

[22.4.2～6][表 22.4.4]

アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 ・
材料
アスファルト ⊙再生アスファルトG ・ストレートアスファルト
骨材 ・道路用砕石
⊙アスファルトコンクリート再生骨材R

加熱アスファルト混合物等の種類

区分	地域	種類
表層	⊙一般地域	⊙密粒度アスファルト混合物(13)
		・細粒度アスファルト混合物(13)
	・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物(13Ｆ)
		・細粒度アスファルト混合物(13Ｆ)
基層	一般及び寒冷地域	粗粒度アスファルト混合物(20)

（北陵中学校）

業 務 名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種 別	特記仕様書3	図面番号	A3
縮 尺	―	作成年月	―
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録 第371976号 波多野公彦		

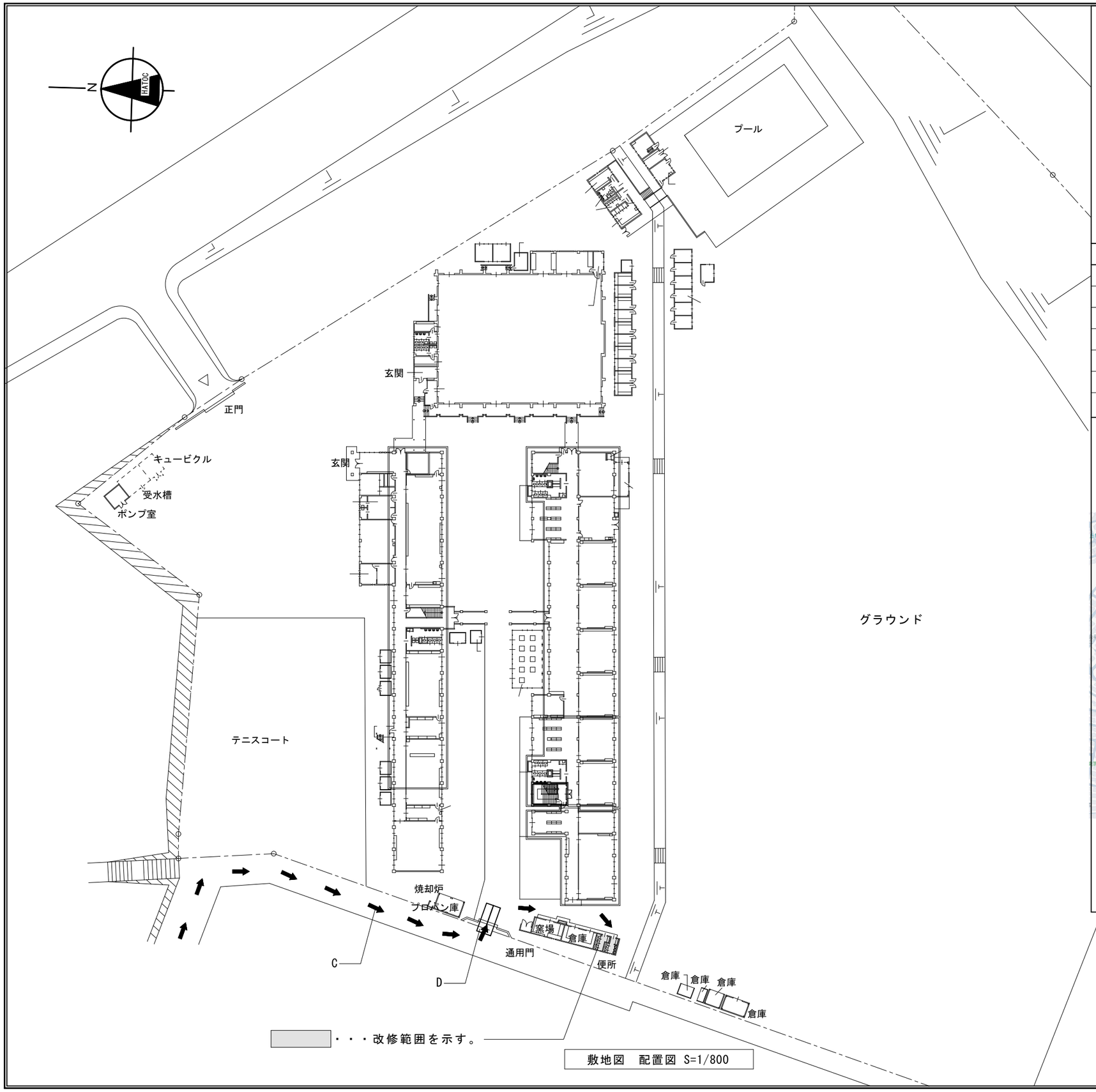

敷地図　配置図 S=1/800

仮設計画　特記事項

・安全対策（誘導員）を配置すること。
　必要に応じて道路等に誘導員を配置する、玄関（生徒・職員・来客等）監督員と協議
・仮設現場事務所・仮設便所等の設置する場合は、事前に監督員及び施設管理者(学校長)の
　承認を受けること。
・必要に応じて仮設養生鉄板を使用すること。
・工事進入路及び作業用地の清掃・片付・整備・復旧は全て受注者の責任で行うこと。
・工事によりアスファルト舗装が傷んだ箇所については、受注者の責任で補修を行うこと。
・アスファルト補修面積345.2m2程度
・工事期間中、必要に応じて仮囲い等の配置替えを、事前協議の上、適宜実施するものとする。

凡　例

A	——— – ———	仮囲い　H＝2,000程度(波トタン）を示す
B		キャスターゲート(W4000 H2000程度)を示す
C		工事用車両進入路、作業員、資材搬入を示す
D		鉄板養生　1500*6000 22mm 程度

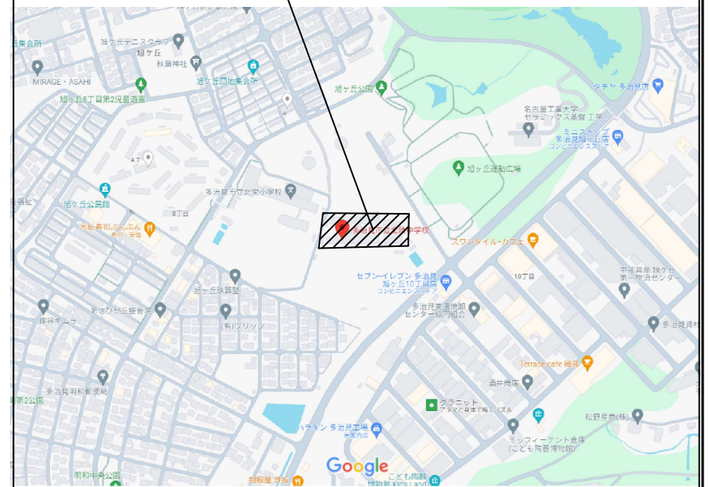

（google mapより）

付近見取り図

（北陵中学校）

業　務　名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種　別	敷地図、配置図	図面番号	A4
縮　尺	S=1/800	作成年月	ー
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　　波多野公彦		

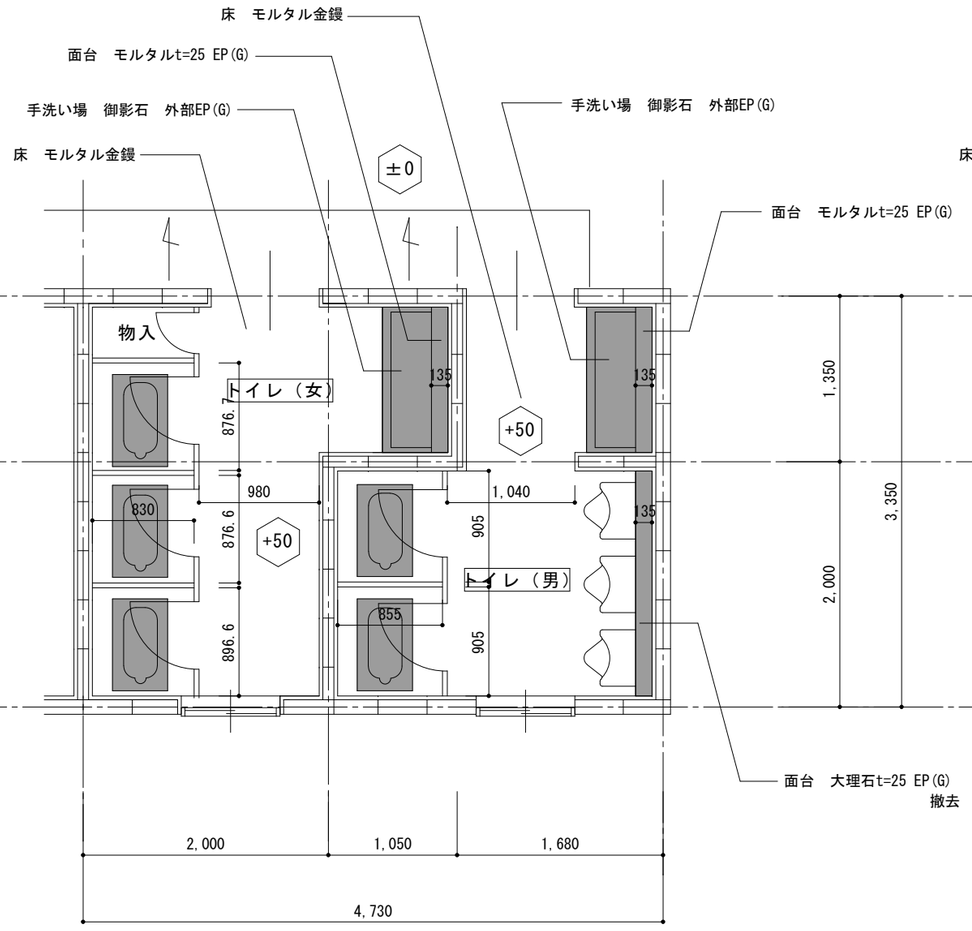

トイレ平面詳細図(改修前)　S=1/50

・■・・・床（和便器撤去部 改修前）
モルタル金鏝押え t=30(撤去)
土間コンクリートt=120(撤去)配筋共

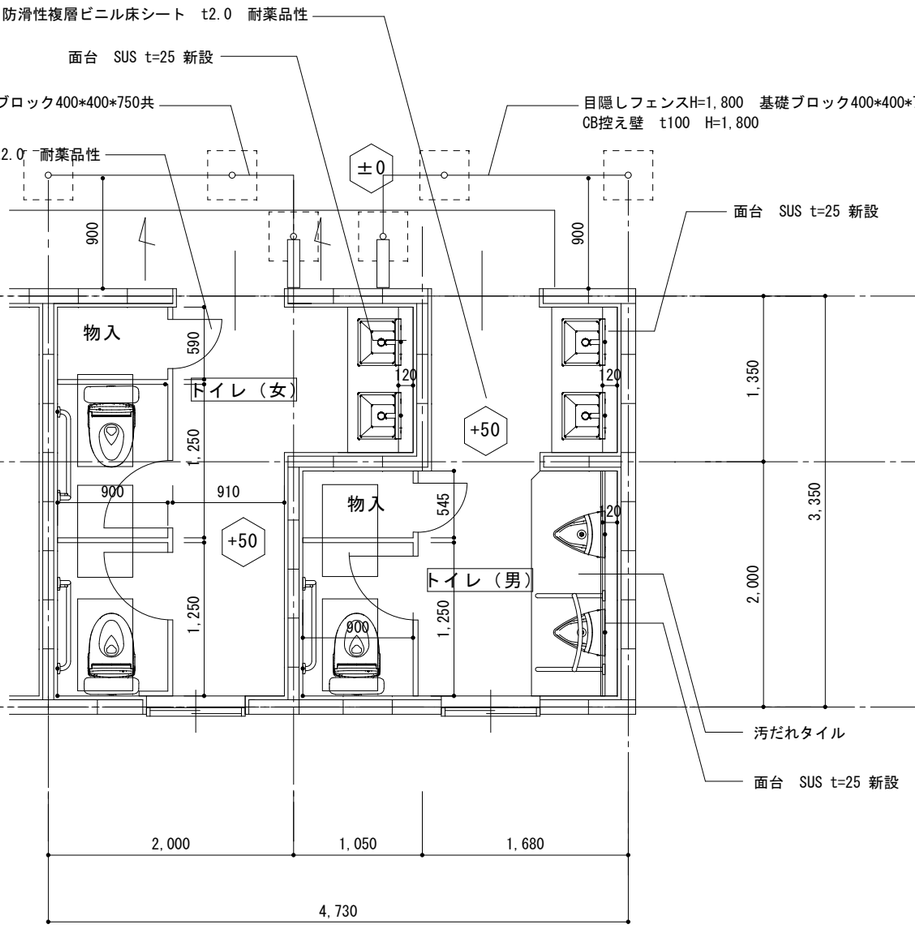

トイレ平面詳細図(改修後)　S=1/50

・■・・・床（和便器撤去部 改修後）
モルタル金鏝押え t=30(新設)
土間コンクリートt=120(新設)配筋共
防滑性複層ビニル床シート　t2.0　耐薬品性

（北陵中学校）

【改修内容】

・既設便器撤去(5か所)洋風大便器新設(3か所)
・小便器新設(3か所)
・既設手洗い水栓自動化（4か所）
・照明器具（LED人感センサー付き)撤去、新設
・床　防滑性複層ビニル床シート　t2.0　耐薬品性
・壁　モルタル金鏝下地　EP(G)塗替
・天井　コンクリート下地　EP(G)塗替
※　EP(G) つやあり合成樹脂エマルジョンペイント

工事名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託			
種別	平面詳細図（改修前後）	図面番号	A5	
縮尺	S=1/50	作成年月	ー	
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　　波多野公彦			

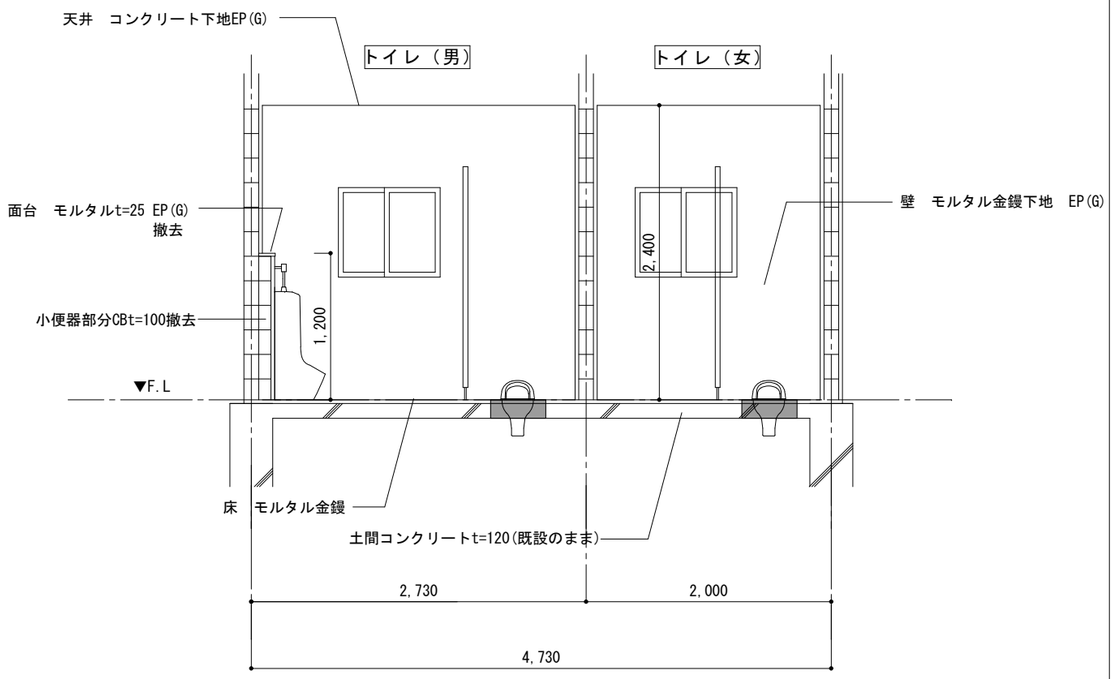

断面詳細図(改修前)　S=1/50

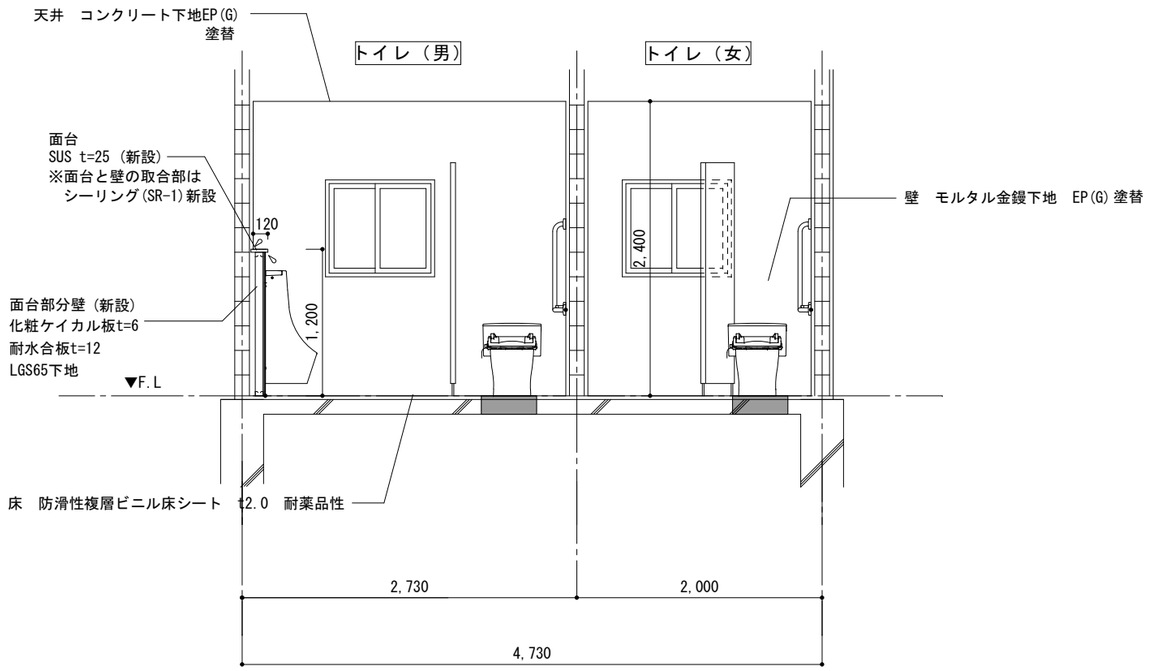

断面詳細図(改修後)　S=1/50

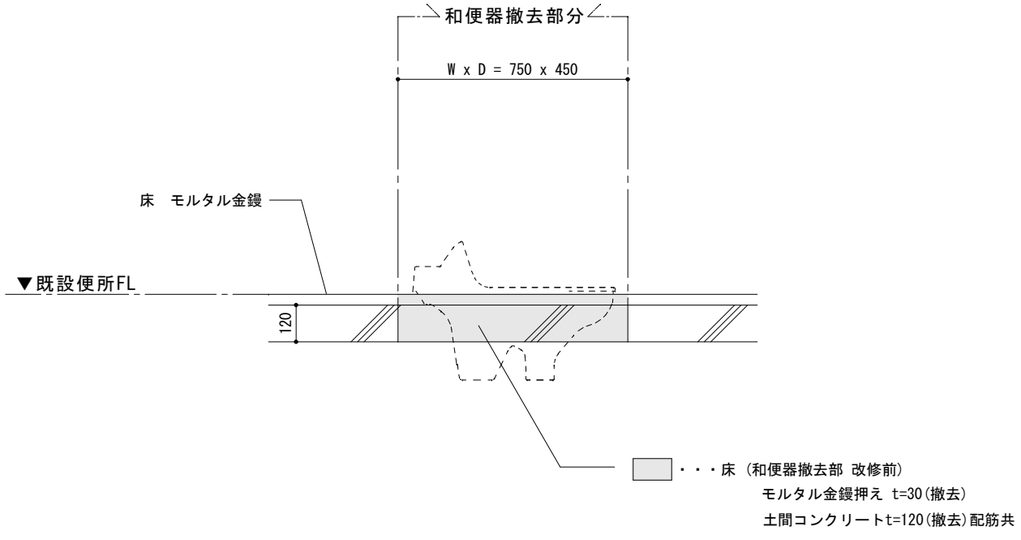

和便器撤去部分詳細図(改修前)　S=1/20

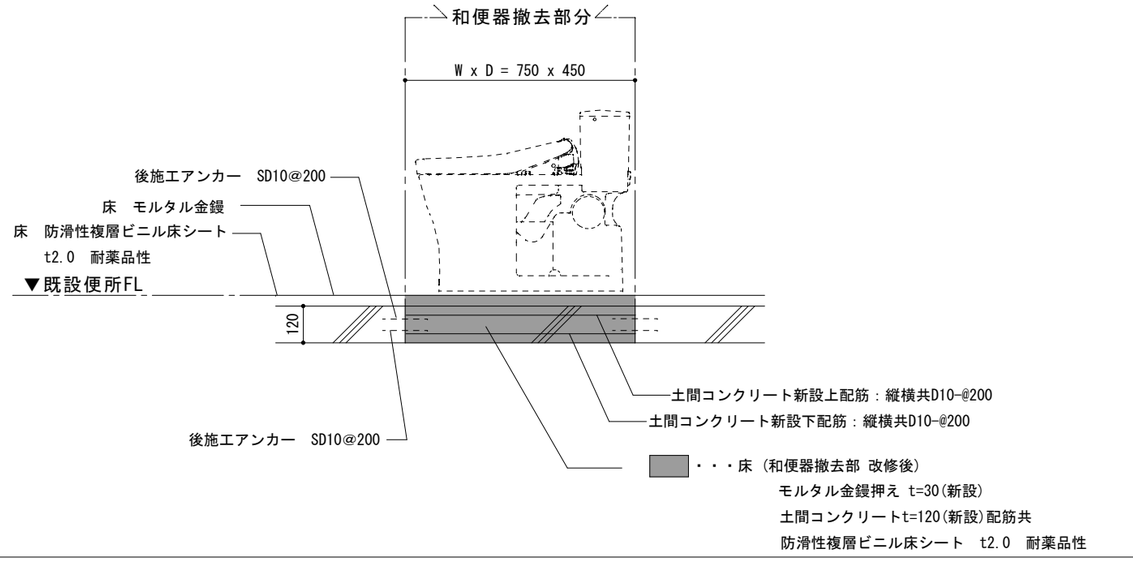

和便器撤去部分詳細図(改修後)　S=1/20

（北陵中学校）

業　務　名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託			
種　別	断面詳細図（改修前後）	図面番号	A6	
縮　尺	S=1/50	作成年月	ー	
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　　波多野公彦			

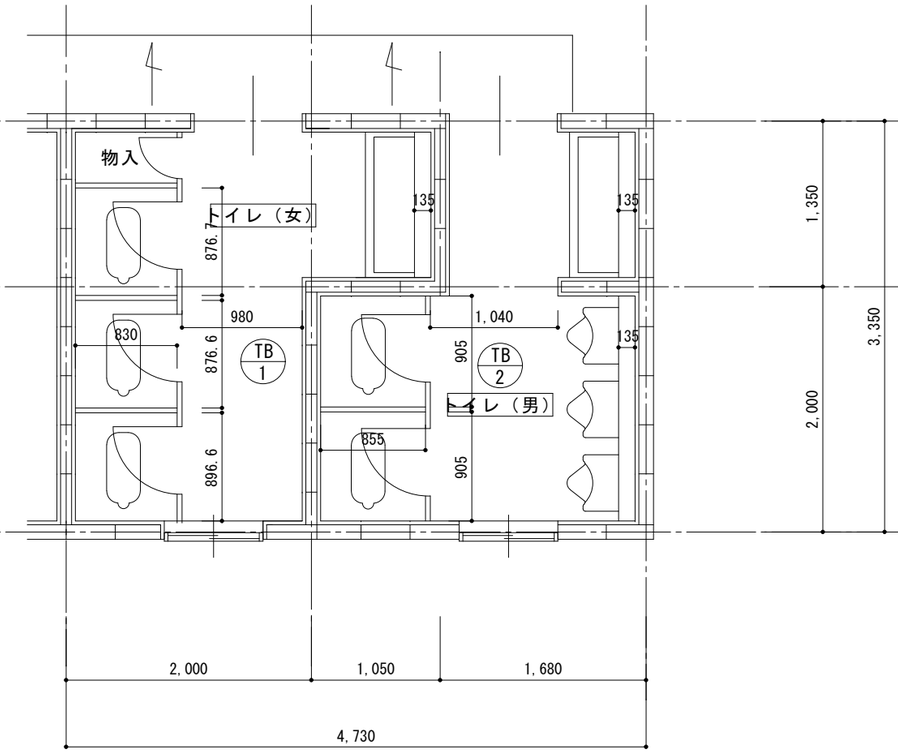

キープラン　（改修前）　S=1/50

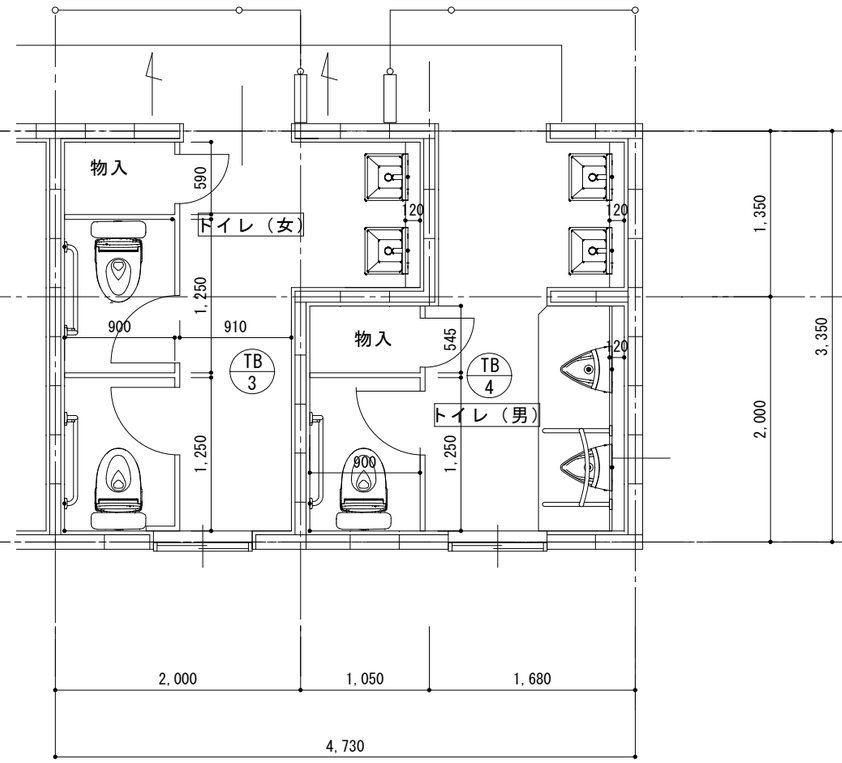

キープラン　（改修後）　S=1/50

（北陵中学校）

業　務　名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託			
種　別	キープラン		図面番号	A7
縮　尺	S=1/50	作成年月	ー	
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　　波多野公彦			

建　具　表　　S＝1：50

建具番号	TB-1	見　込	
内　法	姿図参照	硝　子	なし
型　式	トイレスクリーン	数　量	1か所
仕上材料	メラミン合板フラッシュ		
附属金物	標準金物一式		
改修内容	撤去建具		

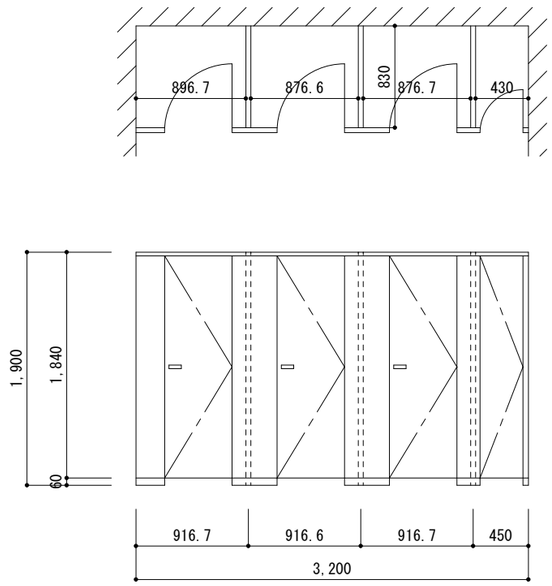

建具番号	TB-2	見　込	
内　法	姿図参照	硝　子	なし
型　式	トイレスクリーン	数　量	1か所
仕上材料	メラミン合板フラッシュ		
附属金物	標準金物一式		
改修内容	撤去建具		

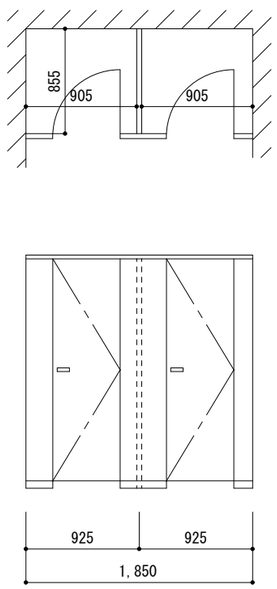

建具番号	TB-3	見　込	
内　法	姿図参照	硝　子	なし
型　式	トイレスクリーン巾木タイプ	数　量	1か所
仕上材料	メラミン化粧合板＋パーティクルボード　アルミアールエッジ		
附属金物	グラビティヒンジ SUS巾木 スライドラッチ ストライク 笠木戸当り　等標準付属金物一式		
改修内容	新設建具		

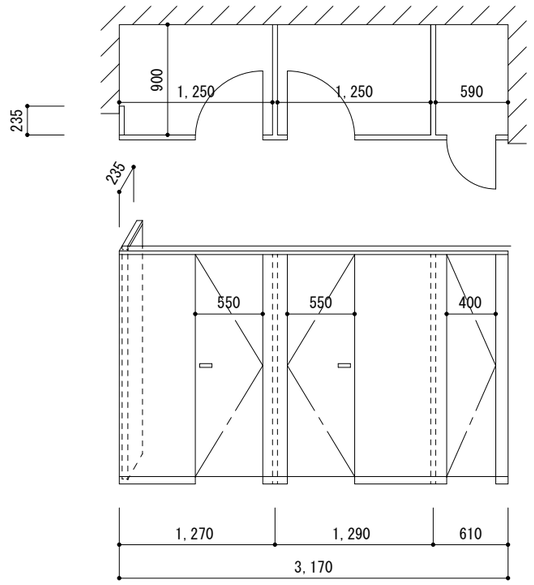

建具番号	TB-4	見　込	
内　法	姿図参照	硝　子	
型　式	トイレスクリーン	数　量	1か所
仕上材料	メラミン化粧合板＋パーティクルボード　アルミアールエッジ		
附属金物	グラビティヒンジ SUS巾木 スライドラッチ ストライク 笠木戸当り　等標準付属金物一式		
改修内容	新設建具		

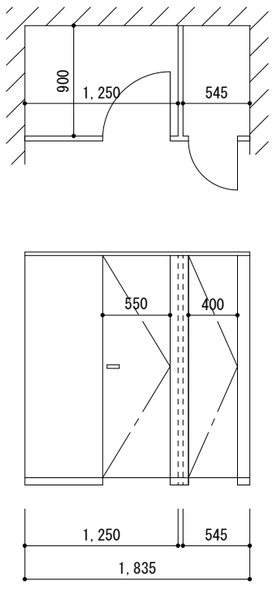

建具番号	AW-1	見　込	70
内　法	姿図参照	硝　子	線入りガラス
型　式	引違窓	数　量	2箇所
仕上材料	アルミ		
附属金物	標準金物一式		
改修内容	クリーニング、点検調整		

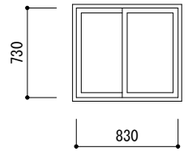

建具番号	AW-1	見　込	70
内　法	姿図参照	硝　子	線入りガラス
型　式	引違窓	数　量	2箇所
仕上材料	アルミ		
附属金物	標準金物一式		
改修内容	クリーニング、点検調整		

（北陵中学校）

業　務　名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種　別	建具表	図面番号	A8
縮　尺	S=1/50	作成年月	―
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　　波多野公彦		

A．工 事 概 要

1　工事名称	北陵中学校トイレ改修工事
2　工事場所	多治見市旭ケ丘10丁目６番地の82
3　工事建物の概要	RC3階　学校
4　工事種目	(・) 印の付いたものが対象工事 (・)衛生器具設備　・LPガス設備　・屎尿浄化槽設備　・空気調和設備　・自動制御設備 (・)給水設備　・　消火設備　・その他設備　・換気設備　・床暖房設備 (・)排水通気設備　・厨房器具設備　・電気設備工事一式　・排煙設備 ・給湯設備　・さく井工事

B．工 事 仕 様 書

1	一般仕様	1）新設工事共通仕様書（A．７ 工事種目において新設・増設一式とあるもの） （１）特記仕様、図面及び質問回答書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）及び公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和７年版）による。 （ ２ ） 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。 2）設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（１）～（４）の順番とおりとする。 （１）質問回答書　（２）現場説明書　（３）特記仕様　（４）図面　（５）標準仕様書及び標準図
2	特記仕様	1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2）特記事項のうち選択する事項は、(・) 印の付いたものを適用する。

章	項　目	特 記 事 項
1 一般共通事項	① 機材の品質･性能証明 ② 機器姿図 ③ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出 ④ 機材等	使用する機材が、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2(c)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。 姿図の形状及び寸法は、概略を示す。 建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手時に再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書を、また、工事完了時に同計画書の実施報告書を監督員に提出するものとする。 １．本工事に使用する設備機材等は、設計図書に定める品質および性能を有する新品とする。 ただし、仮設工事材料、リサイクル製品及び特に指定したものは新品でなくともよい。 これらの機器、機材は監督員の承諾を受け施工する。 ２．主要材料については、契約後、速やかに主要機材の製作所名等一覧表を提出し、監督員の確認を受ける。 ３．設計図書に記載してあるもの及び監督員の指示する材料、仕上げの程度、色合い等については、あらかじめ見本を提出して指示を受ける。
	⑤ 総合調整	本工事として下記の測定表を提出する。 総合調整の項目 ・ 風量調整 (・) 水量調整 (・) 室内外空気の温度測定 ・ 室内空気流塵埃の測定 (・) 騒音の測定 ・ 振動調整 (・) 初期運転状態の測定
	⑥ 地中埋設工事等	地中埋設配管（排水管を除く） 1)　地中埋設標　(・) 要（図示の箇所）・　不要 2)　埋設表示テープ　(・) 要　・　不要 3)　埋戻土及び盛土 (・) 根切土中の良質土　・　場外搬入土 (・) 山砂の類　排水管　0.16m3 /m 給水管、消火管、ガス管　0.1m3 /m
	⑦ 残土処分	・ 監督員が指示する構内の場所に敷き均しとする。 (・) 建築工事一括処分とする。
	⑧ 管の接合	１．鋼　管　８０A以下　・　ネジ １００Ａ　・　ネジ　・　フランジ　・　溶接 １２５Ａ以上　・　ネジ　・　フランジ　・　溶接 ※排水、通気管の場合は、ねじ接合とする。 ２．ライニング鋼管　８０Ａ以下 (・) ネジ １００A以上　・フランジ　・　ネジ　（・　内外面ライニング管　・　その他）
	⑨ 弁　類	特記のない弁は、JIS10K又はJV10Kとする。又、弁名札を取り付ける。
	⑩ 保温及び塗装	１．保温材の種類　・　(イ)ロックウール保温材 (・) (ロ)グラスウール保温材 (・) (ハ)ポリスチレンフォーム保温材 ２．保温の種別（下記表の他は共通仕様書による） ＊仕上げ記号は、標準仕様書による。

種別 / 仕様区分	衛生設備 給水管	衛生設備 排水管			空調設備 冷媒管	空調設備 ドレン管	
屋内露出部					図示		
天井・PS内	c2・(ロ)・Ⅶ	c2・(ロ)・Ⅶ				c2・(ロ)・Ⅶ	
屋外露出					図示	a1・(ロ)・Ⅶ	

1 1	施工計画書	工事別施工計画書 次の工種について監督員に提出する。 (・) 機械設備工事
1 2	その他	１．屋外設置のマンホール類には用途名を入れる。 ２．屋外で使用する鋼材等は、（ 溶融亜鉛めっき仕上げ (・) ステンレス鋼材 ）とする。

章	項　目	特 記 事 項
2 衛生器具設備	① 洗浄方式 ② 水栓 ③ その他	１．大便器 (・) ロータンク方式 ・ フラッシュ弁方式 ・ センサー方式 ２．小便器 ・ 押しボタンフラッシュ方式 (・) センサー方式 ・ 耐寒水栓（吊コマ）(・) 節水コマ ・ 湯沸室流し用の水栓は泡沫式とする。 衛生器具及び付属品の取付けまで。尚、木造壁の場合は予め補強材を挿入して取付けること。
3 給水設備	① 配管材料 ② 引き込み納付金 ③ 量水器 ④ 量水器桝 ５ 水栓柱 ⑥ 管の埋設深さ ７ 凍結深度	(1)一般配管 ・ ステンレス鋼管 ・ ポリ粉体鋼管(・ PA ・ PB)(・) 塩ビライニング鋼管(・ VA (・) VB) 上記の選択で、ポリ粉体鋼管または塩ビライニング鋼管を使用する場合、厨房・浴室等のシンダー内配管は(PD VD)とする。 (2)地中埋設管 ・ ステンレス鋼管（SUS336）(・ 建物内 ・ 屋外部分) (・) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP）(屋内外埋設) ・ポリ粉体鋼管（PD） ・ 塩ビライニング鋼管（VD） (3)水道直結配管　引込みは水道事業者の指定による。量水器以降は(1)及び(2)による。 ・要（ ・ 本工事 ・ 別途工事）・(○)不要 ・ 親メーター (・) 貸与品) ・子メーター（ ・ 買取） ・ 水道事業者指定品（ ・ 貸与品 (・) 買取） ・ 標準図MC形 ・合成樹脂製 ・ 人造石とぎ出し製 ・ 不凍結水抜き形 (・) 埋設深さは原則として、一般敷地では管の上端より(・) ３００mm ・） 構内道路（ (・) 600mm ・）以上とする。 (・) 変位を吸収できるようにスリークッションとする。 屋外配管の凍結深度は mmとする。
4 排水設備	① 配管材料 ② 洗面器等の排水管 ③ 試　験	(1)屋内汚水配管 ・ メカニカル形排水鋳鉄管(1種又は2種管) ・ コーティング鋼管 ・ 排水鉛管 ・ 排水用塩ビライニング鋼管 (・) 硬質塩化ビニル管（VP）（埋設部） ・ リサイクル硬質塩化ビニル管(JIS認定品 VP) (・) 硬質塩化ビニル耐火二層管(VP) (2)屋内一般雑排水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白）（架空部） ・ 排水用鉛管 (・) 硬質塩化ビニル管（VP） ・ 硬質塩化ビニル耐火二層管（VP） ・ リサイクル硬質塩化ビニル管(JIS認定品 VP) (3)排水通気管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） (・) 硬質塩化ビニル管（VP） (4)屋外排水管 (・)硬質塩化ビニル管（(・) VP ・ VU) ・ リサイクル硬質塩化ビニル管(JIS認定品 ・ VP ・ VU)（・ REP-VU ・ RF-VP ・ RS-VU) ・ 遠心力鉄筋コンクリート管（ ・ 外圧管１種のB形 ・ ） (1)洗面器及び手洗器に直結する排水管は器具トラップより1サイズアップとする。 (2)公団形流し等の床上部分の配管は、硬質塩化ビニル管を使用してもよい。 衛生器具等の取付け完了後に行う試験は（ ・ 満水試験 (・) 通水試験）とする。
5 空気調和設備	① 設計温湿度 ② 熱源方式 ③ 配管材料 ④ 保温及び消音内貼	外気 夏季 温度(DB) 36.4 ℃ / 湿度(RH) 45.7 % ／ 外気 冬季 温度(DB) 0.3 ℃ / 湿度(RH) 64.4 % 屋内（調整目標値） 夏季 温度(DB) 26.0 ℃ / 湿度(RH) 成り行き ／ 屋内 冬季 温度(DB) 22.0 ℃ / 湿度(RH) 〃 空気熱源水蓄熱ヒートポンプチラー ・ ガス焚き温水ボイラ (・) 空気熱源ヒートポンプエアコン (1)空調用排水管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） (・) 硬質塩化ビニル管（VP） (2)冷媒管 (・) 断熱材被覆銅管（(・) 製造者標準品 ・ 対候性（サーモインビルメイトチューブ同等品）） 下記によるほか、標準仕様書第２編３．１．４による (・) 冷媒管の保温外装は下記による。なお、保温化粧ケースは塩化ビニル樹脂製とする。 屋内露出　・ 保温化粧ケース ・ カラー亜鉛鉄板 ・ 綿布 屋外露出　・ 保温化粧ケース (・) カラー亜鉛鉄板 ・ ステンレス鋼板
6 換気設備	① ダクト	低圧ダクト （ ・ アングルフランジ工法 ・ 共板フランジ工法 (・) スパイラルダクト ・ 塩ビパイプ（VU)）とする。

注記：機器参考図について
本図面中で，機器の品質・グレードを規定する目的で機器の寸法形状や諸元を参考図として記載している。
これらのものについては，その品質・性能が図面と同等品もしくはそれ以上のものを使用するものとする。

（北陵中学校）

業 務 名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種　別	機械設備特記仕様書	図面番号	M00
縮　尺	—	作成年月	—
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　波多野公彦		

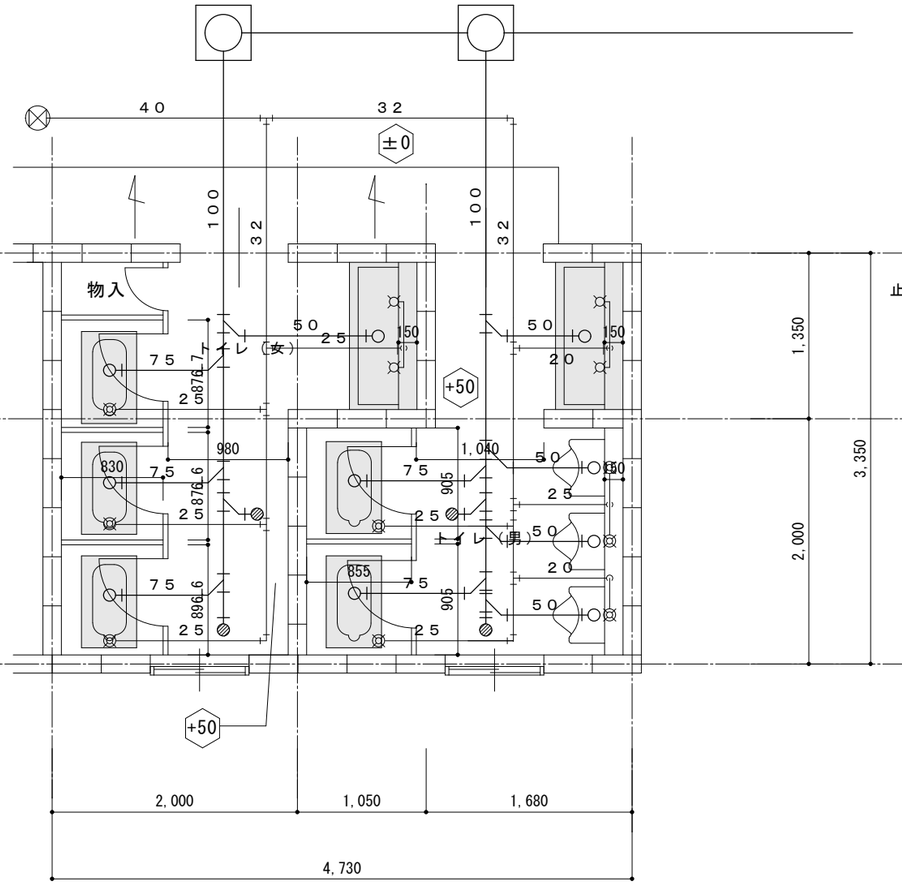

トイレ平面詳細図（改修前） S=1/50

バルブ修繕若しくは交換要

止水栓位置変更 排水管既設利用

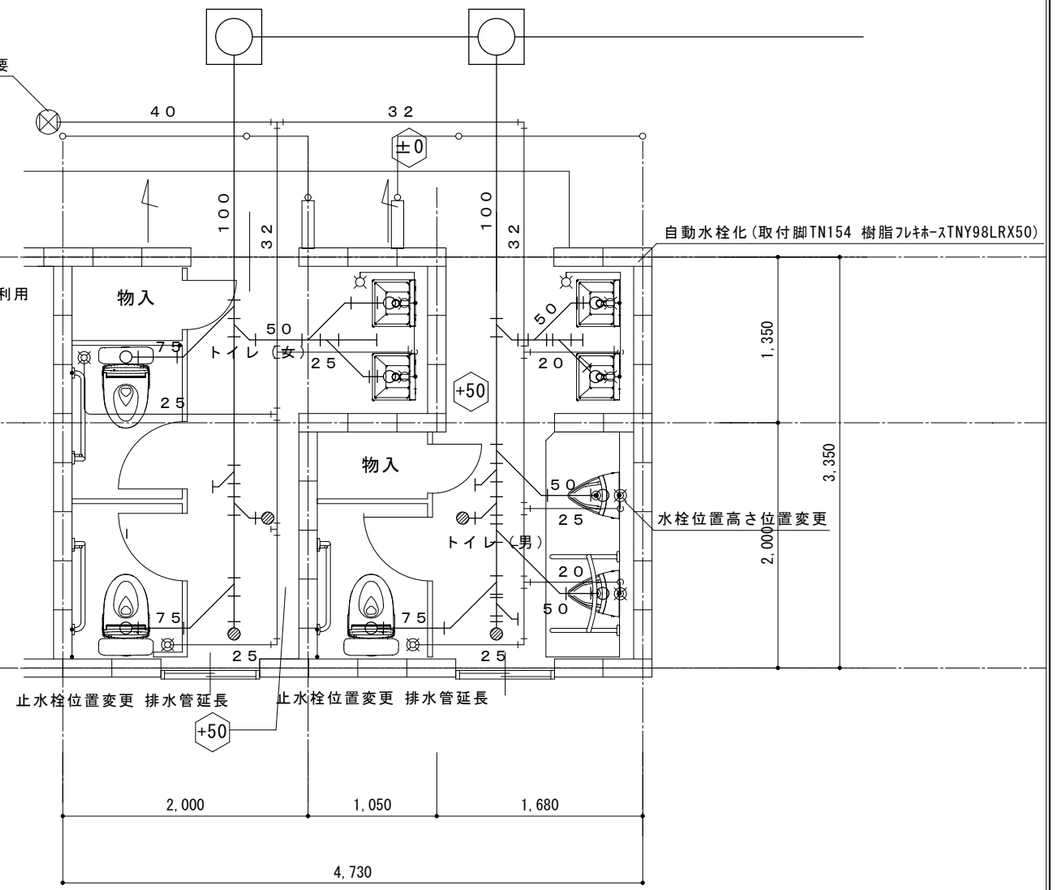

トイレ平面詳細図（改修後） S=1/50

（北陵中学校）

【改修内容】

- 既設便器撤去(5か所)洋風大便器新設(3か所)
- 小便器新設(3か所)
- 既設手洗い水栓自動化 (4か所)
- 照明器具 (LED人感センサー付き)撤去、新設
- 床　防滑性複層ビニル床シート　t2.0　耐薬品性
- 壁　EP(G)塗替
- 天井　EP(G)塗替

—— —— 排水管 VP
—— —— 給水管 SGP-PB
———— 改修範囲配管(給水管SGP-PB 排水管VPにて改修)

はつり範囲

洗面器・紙巻き器は残置
小便器手すり脱着

名称	型番	台
洋風便器	CFS498BM.TCF119P.YH702	3
大便器用手すり	T112CL9	1
小便器	UFS900WMR	3
小便器用手すり	T112CU22	1
汚だれタイル	AB690BR	3
自動水栓	TEL20DSA.TNY98LRX50.TN154	4

業務名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種　別	便所 平面詳細図（改修前後）	図面番号	M01
縮　尺	S=1/50	作成年月	ー
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　波多野公彦		

電気設備改修工事特記仕様書

工事名称	北陵中学校トイレ改修工事
主要用途	学校
工事種別	改修
敷地	多治見市旭ケ丘10丁目６番地の82

工事種目（ ⊙ 印のついたものを適用する。）

建物別及び工事種目	工事種別 屋外、外				備考
・電灯設備	○				
・動力設備					
・電熱設備					
・雷保護設備					
・受変電設備					
・電力貯蔵設備					
・発電設備					
・構内情報通信設備					
・構内交換設備					
・情報表示設備					
・映像、音響設備					
・拡声設備					
・誘導支援設備					
・テレビ共同受信設備					
・監視カメラ設備					
・駐車場完成設備					
・防犯、入退室管理設備					
・自動火災報知設備					
・中央監視制御設備					
・構内配電線路					
・構内通信線路					
・テレビ電波障害防除					
・その他工事					

Ⅱ 特記仕様書

1．一般事項

（1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編 最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編、最新版）、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、最新版）」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（最新版）」による。

（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は（ / ）図、建築工事の特記仕様書は（ / ）図による。

2．特記事項

（1）項目は番号に ⊙ 印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は ⊙ 印の付いたものを適用する。⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ※ 印の付いた場合は共に適用するものとする。

章	項目	特記事項
共通事項	① 適用基準等	※ 営繕工事写真撮影容量・同解説 設備工事編（国土交通大臣官房官庁営繕部監修 最新版）
	② 機材等	※ 本工事に使用する機材等は、設計書に規定するもの、またはこれらと同等のものとする。ただしこれらと同等のものとする場合は、監督員の承諾を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の選定及び施工にあたっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 ※ 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は日本工業規格及び日本農林規格のF☆☆☆☆規格品、壁装材料協会規格適合品または同等品、化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。
	③ 機材の品質・性能照明	本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督員の承諾を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（（一社）公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出するものとする。
	4 保 険	本工事着手前に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了後引渡し期日まで火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督員に提出する。
	5 雇 用	本工事は、公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努める。
	⑥ 施工計画書・施工図等	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し、監督員に提出する。 工事の施工に先立ち、工種別施工要領書及び施工図等を作成し、監督員の承諾を受ける。
	⑦ 手続き	工事の着手、施工及び完成において、官公署その他関係機関への必要な諸手続き等は監督員と協議の上、受注者が遅滞なく処理する。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
	⑧ 施工条件	別添の施工条件明示書による。
	⑨ 工事の一時中止	工事請負契約書第２０条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、工事の続行に備え中止期間中における工事現場の管理計画書を提出すること。本計画書には、中止時点における工事の出来高、搬入材料及び建設機械器具等の調書、中止期間中の体制及び工事現場の維持管理に関することを記載すること。
	10 工事実績情報の登録 (CORINS)	請負額が５００万円以上の場合は、工事実績情報を登録する。 受注時、変更時及び完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領証を、監督員に提出のこと。
	⑪ 事故報告	施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、「事故報告書」を別に指示する期日までに監督員に提出する。
	12 電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。
	⑬ 工事用電力、水、他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用は引渡まですべて受注者の負担とする。
	14 工事用仮設物	構内につくることが ※ できる ・ できない
	15 現場事務所	※ 設けない ・ 設ける（ 号・・・建築工事）
	16．足場、さん橋類	・ 別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 なお、枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成２ 1年４ 月改訂）によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
	17 工事表示板	※ 設置する 設置枚数 1枚 営繕工事における工事及びコスト表示要領により設置する。 ・ 設置しない
	18．工事用通路	※ 指定しない ・指定する（ 図示）
	⑲ 発生材の処理等	発生材の処理 ・ 引渡しを要するもの （ ） ・ 特別管理産業廃棄物 （ ・ ・ ） 受入施設名・所在地 ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ・ 再資源化を図るもの

種類	受入施設名	所在地（km）	備考
※ 施工計画書にて提出			

・ その他安定型廃棄物 （ ）
受入施設名・所在地 ：
・ その他管理型廃棄物 （ ）
受入施設名・所在地

ＰＣＢ を含有する機器等については飛散、流出がないように適切な場所に保管し、工事完了後監督員に引き渡す。

章	項目	特記事項
	20．残土処理	・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所に堆積 ※ 構外搬出
	21．耐震施工	耐震施工における設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 最新版」（（独）建築研究所監修）による。 本工事の施設分類は（ ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 ）で地域係数は１ とし、設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお、（ ） 内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。

設置場所	設計用標準震度 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2．0（2．0）	1．5（2．0）	1．5（2．0）	1．0（1．5）
中層階	1．5（1．5）	1．0（1．5）	1．0（1．5）	0．6（1．0）
一階及び地下層	1．0（1．0）	0．6（1．0）	0．6（1．0）	0．4（0．6）

重要機器類
・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ ＵＰＳ 装置 ・ 直流電源装置
・ 交換機 ・ 受信機（自立型） ・ 中央監視装置 ・ 情報通信ラック
重量が１ ００kg 以下の軽量な機器（ 標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても、耐震を考慮し、据付等を行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。

章	項目	特記事項
	22．風圧加重	※ 風速６ ０m ／s ・ m／ s ・ 雷保護設備受雷部 ・ 照明ポール・基礎 ・ テレビ共同受信装置アンテナ・アンテナマスト
共通事項	23．他工事との工事区分	他工事との工事区分は図面に特記なき場合、「各工事の工事区分表」による。
	24．保温、結露防止	外部に面する壁、天井でＦ Ｐ板（ スタイロホーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは、保温、結露防止処理を行う。
	25．電線類	本工事では環境配慮の観点から、原則としてＥＭ ケーブルを使用するものとする。
	26．合成樹脂製可とう管	合成樹脂製可とう管は、Ｐ Ｆ管（ 一重管）とし、温度による分類はタイプ－２ ５とする。
	27．二種金属製可とう管	露出箇所 ・ ビニル被覆あり ・ ビニル被覆なし いんぺい箇所 ・ ビニル被覆あり ・ ビニル被覆なし
	28．電線本数、管路など	分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督員の承諾を受けけ変更してもさしつかえない。
	29．インサート	鋼鉄製とする。なお、床版で保温板打込み部分は、断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用する。
	30．呼び線	長さ１ m以上の通線しない電線管には、１． ２mm以上のビニル被覆鉄線を通線する。
	31．フラッシュプレート	図面に特記なき場合、（ ※ 金属製（ ステンレス・新金属も含む） ・ 樹脂製 ）とする。
	32．フロアプレート・ベース	※ 水平高低調節付（ 空転防止リング付） ・ 銅合金製 ・ アルミ合金製
	33．ハンドホール蓋	県章およびチェーン（ステンレス製）付のものとする。
	34．支持金物、固定金物	屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ ボルト類）はステンレス製とし、屋外機器のアンカーボルトのナットには、ナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 また、振動をともなう機器の支持金物のナットは、ダブルナットとする。
	35．あと施工アンカー	施工方法 ・ 接着系 （ ※ 有機系 ・ 接着剤 ） ・ 金属拡張系 （ ※ 本体打込式 ・ ） 性能・施工確認 ※ 行わない ・ 行う
	36．接地極の種別・表示等	接地極は図面に特記なき場合、下表による。なお、Ｅ Ｂの長さは１ ． ５０ ０mm とする。 ただし、Ｄ＝１０は１，０００mm、Ｗ＝３０は１，２００mmとする。 装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量
雷保護設備用接地	ＥＬ Ａ	Ω以下	ＥＰ ×２
雷保護設備用接地	ＥＬ Ａ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）× 連一 組
共同接地	EA・ED・ELH	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連一２組
共同接地	EA・EC・ED	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連一２組
Ａ 種	ＥＡ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連一２組
Ｂ 種	ＥＢ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×２
Ｃ 種	ＥＣ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連一２組
Ｄ 種	ＥＤ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
構内交換機（隔極）用	Ｅｔ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連一 組
本配線盤の保安装置	ＥＡｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連一２組
電話引込口の保安器	ＥＤ ｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
拡声増幅器	ＥＤ ａ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
防犯装置用	ＥＳ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連一 組
測定用	Ｅｏ		ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）×１
避雷器用（低圧用）	ＥＬ Ｌ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連一２組
避雷器用（高圧用）	ＥＬ Ｈ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×３連一２組
避雷器用（モデム用）	ＥＭＤ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）×１
構造体接地			建築構造体利用（ 通信用も含む）

章	項目	特記事項
	37．総合調整	各機器の個別運転後に総合調整を行い、報告書を提出すること。 ・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 照明装置 ・ 構内交換設備
	38．塗装工事	下記部位に使用する外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ※ 屋外 ・ 居室
	39．山留め	切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが１ ． ５m を超える場合には、山留めを行うものとする。
	40．舗装工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）２ ２章（ 舗装工事）及び建築工事監指針（下巻）２２章（舗装工事）による。
	41．はつり	既存コンクリート床、壁などの配管貫通は、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	42．再使用機器	再使用する機器は、現場内で清掃、絶縁抵抗測定のうえ、取り付ける。
	43．撤去後の補修等	機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は、既存仕上げと同等とする。なお、施工に際し、既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は、原状に復旧する。
	44． アスベスト	アスベストについては、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。 アスベスト使用状況（ ）
	45．有害物質の取り扱い	ＰＣＢ（変圧器、コンデンサ、安定器等）、鉛・カドミウム（ 鉛蓄電池、小形二次電池等）、水銀、放射性物質（ イオン化式感知器等）の有害物質の含有を搬出前に確認し、監督員に報告書を提出するとともに、その処理方法を監督員と協議し、関係法令に基づき適正に取り扱うこと。
電灯設備	① 工事範囲	⊙ 配管 ⊙ 配線 ⊙ 分電盤類 ⊙ 機器類
	② 電気方式	⊙ 幹線 単相２ 線式 １００／２００Ｖ ６０ Ｈｚ ・ 分岐 単相３線式 １００／ ２００Ｖ ⊙ 分岐 単相２線式 １０ ０Ｖ 幹線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線
	③ 施工方法	分岐 電灯 ・ 合成樹脂管配線 ○ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ○ ・ その他（ ） コンセント ・ 合成樹脂管配線 ⊙ 金属管配線 ・ フロアダクト配線 ⊙ その他（ ） 屋外露出 ・ 合成樹脂管配線 ⊙ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ボックス ・ 合成樹脂製 ⊙ 金属製
	④ 照明器具	ＬＥＤ ・ 一体型 ○ ・ 直管型（ＪＥＬ８０１） ・ 直管型（ＪＥＬ８０２） ・ ダウンライト ⊙ その他 蛍光灯 ・ Ｈｆ型蛍光灯 ・ Ｐ Ｓ型蛍光灯 ・ ダウンライト ・ その他 ＨＩＤ ・ セラメタランプ ・ ナトリウムランプ ・ 水銀灯 ・ 無電極灯 ・ その他 電球 ・ 蛍光灯 ・ 白熱電球 ⊙ ＬＥＤ ・ ハロゲンランプ ・ クリプトンミニ電球 図面に特記がない場合のＨｆ型蛍光灯の入力電圧・周波数は、入力電圧１００／２００Ｖ、周波数６０Ｈｚとする。
	5．防災用照明器具	・ 非常用照明器具 （ ・ 電池内蔵形 ・ 電源別置形 ） ・ 誘導灯 （ ・ ＬＥＤ誘導灯 ・ 誘導標識 ）
	6．照度測定	照度測定は、原則、本工事範囲全て行うものとするが、これにより難い場合は監督職員との協議による。
	7．ハイテンションアウトレット	・ 銅合金製 ・ アルミ製 ・ 飛び出し形 ・ 外部固定形
	⑧ 人感センサプレート	照明の人感センサ制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。
	9． 予備配管	埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器が４ 個以下の場合は（ＰＦ２２）を１本、５個以上の場合は（ ＰＦ２ ２）を２本以上、天井裏まで立上げる。 梁下に配管・配線スペースのない梁には、１スパンにＶＥ（ ３６） ２本を予備スリーブとして埋込む。
動力設備	1．工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 制御盤類
	2．電気方式	・ 幹線 三相３ 線式 ２０ ０Ｖ ５０Ｈ ｚ ・ 分岐 三相３線式 ２ ００Ｖ
	3．施工方法	幹線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ その他 分岐 ・ 合成樹脂管配線 ・ 金属管配線 ・ その他 屋外露出 ・ 合成樹脂管配線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ボックス ・ 合成樹脂製 ・ 金属製
	4．警報盤	※ 壁掛形（電源装置 ※ 内蔵 ・ 別置 ）
	5． 電磁開閉器用押釦（ 遠方操作用）	※ 埋込連用形配線器具
	6． 機器への接続	電動機などへの接続は本工事とする。
	7． 電動機等の接地	図示以外は金属管接地とする。
	8． 進相用コンデンサ	各負荷ごとに適合するコンデンサを取り付ける。
	9．電気自動車用充電装置	・ 機器類 ・ 普通充電装置 電圧 相 Ｖ ・ 屋外型 ・ 屋内型 ・ 急速充電装置 直流電圧 Ｖ
電熱設備	1． 電気方式	幹線 相 線式 Ｖ ５０Ｈ ｚ 分岐 相 線式 Ｖ
	2．施工場所及び面積	・ （ ㎡） ・ （ ㎡）

章	項目	特記事項
雷保護設備	1． 工事範囲	・ 受雷部 ・ 引下げ導線 ・ 接地極埋設
	2． 受雷部	・ 突針 ・ 棟上導体 ・ 笠木（別途）など
	3．避雷導線	・ 引下げ導線 ・ 構造体利用
	4． 接地極	※ 接地極埋設 ・ 構造体利用（測定時期 回数 ）
	5．測定用補助接地極	・ 設置
受変電設備	1．工事範囲	・ 機器類 ・
	2．電気方式	・ 高圧 三相３ 線式 ６ ｋＶ ５０Ｈ ｚ ・ 低圧 三相３ 線式 ２０ ０Ｖ ・ 低圧 単相３線式 １００Ｖ／ ２００ Ｖ
	3．引込ケーブル	・ ＥＭ－ＣＥＴ３ ８° ・ ＥＭ －ＣＥ Ｔ６０° ・ ＥＭ －ＣＥ ３８°－３ Ｃ ・ ＥＭ－ ＣＥ６ ０°－３Ｃ ・
	4．配電盤	・ 屋内形 ・ 屋外形（防塵処理及び結露対策を施す） ・ キュービクル式配電盤 ・ 高圧閉鎖配電盤
	5． 主遮断装置	※ 限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（ＰＦ －Ｓ） ・ 高圧交流遮断器（ＣＢ ） 定格遮断電流 ｋ Ａ
	6．高圧機器類	・ 油入式 ・ モールド ・ 手動 ・ 電動 ・電磁
	7． 変圧器	・ 単相変圧器 ｋＶ Ａ ・ 三相変圧器 ｋ ＶＡ （油入式：Ｊ ＩＳ Ｃ４ ３０ ４－ ２０ １３適合品 乾式：ＪＩＳ Ｃ４３０６ －２０１３ 適合品）
	8． 進相用コンデンサ	※ 低圧 ・ 高圧 ・ 油入式 ・ モールド ・ガス式
	9．リアクトル	・ ６％ ・ １３％ ・ 油入式 ・ モールド
	10．自動力率制御装置	※ メーターリレー形 ・ 静止形
	11．測定用補助接地極	・ 設置
電力貯蔵設備	1． 直流電源装置	※ 非常用照明器具電源、受変電設備制御電源供用 ・ 受変電設備制御専用 ・ 非常用照明器具専用 蓄電池 ・ 鉛蓄電池（ ・ ＨＳ ・ ＣＳ ・ ＭＳ Ｅ ・ 長寿命形ＭＳ Ｅ ・ アルカリ蓄電池（ ・ＡＨ ・Ａ ＭＨ ・ ） ・ リチウムイオン電池
	2．交流無停電電源装置	用途（ ） 容量 ｋＶ Ａ 蓄電池 ・ 鉛蓄電池（ ・ ＨＳ ・ ＣＳ ・ ＭＳ Ｅ ・ 長寿命形ＭＳ Ｅ ・ アルカリ蓄電池（ ・ＡＨ ・Ａ ＭＨ ・ ） ・ リチウムイオン蓄電池
発電設備	1． 工事範囲	・ 機器類 ・
	2． 形 式	・ 簡易形 ・ キュービクル式 ・ オープン形 ・ 屋内形 ・ 屋外形
	3．発電機	電気方式 相 線式 ５０Ｈｚ 電圧 Ｖ 定格出力 ｋＶＡ 運転時間 時間
	4．原動機	種類 ・ ディーゼル ・ ガスタービン 定格出力 ｋ Ｗ以上 （ ＰＳ以上） 始動方式 ※ 電気式 ・ 空気式 冷却方式 ・ ラジエータ式 ・ 水冷循環式
	5． 燃 料	種類 ・ 軽油 ・ 灯油 ・ Ａ重油 燃料小出槽 Ｌ 主貯油槽 ・ なし ・ あり （ ・ 別途 ・ 本工事： ）
	6． 太陽光発電装置	太陽電池アレイ公称出力 ｋＷ パワーコンディショナ 相 線式 定格電圧 Ｖ 定格出力 ｋＷ 自立運転 ・ 有 ・ 無 蓄電池 ・ 有 （ 定格容量 ｋＷｈ ） ・ 無
	7．系統連系	・ 有 ・ 無
発電交換設備	1． 工事範囲	・ 交換機 ・ 電話機 ・ 配線（ ・ 全部 ・ 端子盤以降 ）
	2． 電話交換機	形式 ・ ボタン電話装置 ・ デジタルＰ ＢＸ ・ＩＰ－ ＰＢＸ ・Ｖｏ ＩＰ サーバ 回線数 局線 ／ 回線 内線 ／ 回線
	3．電話機への配線	電話機１台につき、下記のものを見込む。 ・ ＥＭ－ ＴＩＥ Ｆ０．６５ －２Ｃ （ ・ ２０ｍ ・ ） ・ ＥＭ－ ＥＢＴ ０． ４－２ Ｐ （ ・ ２０ｍ ・ ） ・ ワイヤープロテクタ （樹脂製 外形寸法約２０ ×８） １．５ ｍ
	4．ローテンションアウトレット（ 亀甲形）	※ 一般電話用 個（ ・ 納入する ・ 取り付ける ） ※ 銅合金製 ・ アルミ製
	5． 保安器用接地	※ 本工事 ・ 別途工事
通信・情報設備	1． 工事範囲及び施工方法	

項目	工事範囲 配管	配線	機器類	施工方法 合成樹脂管配線	金属管配線	ケーブル配線
・ 構内情報通信網						
・ 情報表示						
・ 映像・音響						
・ 拡声						
・ 誘導支援						
・ テレビ共同受信						
・ テレビ電波障害防除設備						
・ 監視カメラ						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理						

章	項目	特記事項
	2． 構内情報通信網設備	ボックス ・ 合成樹脂製 ・ 金属製 ・ 種類 ・ １０Ｂ ＡＳＥ －Ｔ ・ １０ ０ＢＡ ＳＥ－ ＴＸ ・ １０ ００Ｂ ＡＳＥ －Ｔ ・ １０ ＧＢＡ ＳＥ－ ＳＲ ・
	3． 情報表示設備	・ 親時計 回線（ ※ 壁掛形 ・ 自立形 ）
	4． 映像・音響設備	・ 増幅器 Ｗ ・ ＶＴ Ｒ （ ・ Ｄ ＶＤ ・ ＢＤ ・ Ｓ－Ｖ ＨＳ ・ ） ・ プロジェクタ（ ※ 前面投射式 ・ 背面投射式 ） ・ 音響設備 （ ・ Ｃ Ｄ ・ オーディオレコーダー ・ カセット
	5．拡声設備	・ 一般放送用 ・ 非常放送兼用 ・ 増幅器 Ｗ （ ※ 卓上形 ・ キャビネットラック形）
	6． 誘導支援設備	・ インターホン ・ トイレ等呼出装置 ・ 音声誘導装置
	7． テレビ共同受信設備	・ テレビアンテナ（ ・ Ａ Ｕ－ ・ ＣＳ ＢＳＡ － ・ ＣＳ Ａ－ ） ・ 地上波アンテナマスト（ ※ 壁面取付形 ・ 自立形 ） ・ ＢＳアンテナマスト（ ・ 壁面取付形 ・ 自立形 ） ・ 電界強度測定及び受信調査（ ※ 全チャンネル ）
	8．テレビ電波障害防除設備	・ 事前調査 ・ 機器類
	9．監視カメラ設備	・ 白黒方式 ※ カラー方式 ・ 伝送方式 （ ・ アナログ ・ ネットワーク ）
	10．駐車場管制設備	・ 管制盤 ・ 検知器（ ・ 光線式 ・ ループコイル式） ・ 信号灯・警報灯 ・ 発券機 ・ カーゲート ・ カードリーダー
	11．防犯・入退室管理設備	・ 接地工事（ ※ 本工事 ・ 別途 ）
火災探知設備	1．工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器類
	2．火災報知装置	・ 壁掛形 ・ 自立形 ・ 受信機 型 級 回線（ アドレス） ・ 複合盤 型 級 回線（火報 回線、自動閉鎖 回線、ガス漏れ 回線） ・ 副受信機 型 級 回線 ・ 機器収容箱 ・ 専用形（ ・ 埋込形 ・ 露出形 ） ・ 屋内消火栓箱に組込み ・ 感知器類 型用 総数 個（ ・ 自動試験機能付 ）
	3．非常警報装置	・ 非常ベル（自動式サイレンを含む） ・ 非常放送装置
	4．自動閉鎖装置	・ 連動制御器 ・ 自動閉鎖装置 （ ・ 防火戸用 ・ 防煙ダンパ用 ・ 防火シャッター用 ） ・ 感知器
	5．ガス漏れ火災警報装置	・ 受信機 回線（ ・ 都市ガス用 ・ 液化石油ガス用） ・ 単独（ ・ 壁掛形 ・ 自立形 ） ・ 火災受信機などとの複合盤 ・ 検知器 ・ 併設 ・ 連動 ・ 定格電圧 （ ・ ＡＣ １００ Ｖ ・ ＤＣ２ ４Ｖ ） ・ ガス検知出力信号（ ・ 有電圧出力方式 ・ 無電圧接点方式 ）
	6． 消火器類	・ 消火器 種別 ・ 数量 本 ・ 消火器収納箱 仕様 ・ 材質 ・ 数量 面
中央監視制御設備	1．工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器類
	2． 監視制御対象設備	・ 動力設備 ・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 火災報知設備
	3．表示操作盤	・ 壁掛形 ・ 自立形 組込み機器
	4．監視制御装置	構成機器 ・ グラフィックパネル ・内照式液晶ディスプレイ ・ 操作卓 ・ 監視操作装置 ・ 信号処理装置 ・ 伝送装置 ・ 分散処理装置 ・ 中央処理装置 ・ 補助記憶装置 ・ 記録装置 ・ 電源装置 ・ 帳票用印字装置 （ ・ インクジェット式 ・ 写真式 ）
構内配電線路	1．工事範囲	・ 管路 ・ 配線 ・ 機器類
	2．電気方式	・ 高圧 三相３線式 ６ｋＶ ５０Ｈｚ ・ 低圧 三相３線式 ２００ Ｖ ・ 低圧 単相３線式 １００／２ ００Ｖ ・ 低圧 単相２線式 １００ Ｖ
	3．布設方法	※ 地中埋設式（ ・ ＦＥＰ ・ ＧＬＴ ・ 厚鋼電線管 ） ・ 架空線式
	4．柱上機器	・ 高圧負荷開閉器 ※ 一般用 ・ 耐重塩じん用 ※ 地絡継電器付き（※ 方向性 ・ 無方向性） ・ 避雷器 ※ 一般用 ・ 耐塩用 ・ 高圧カットアウト、がいしなど ※ 一般用 ・ 耐塩用
	5．高圧ケーブルの端末処理	屋外側 ※ 一般用 ・ 耐塩用 ※ 処理者銘板取付（屋内外共、線名、作業日、氏名を表示）
	6．その他	東北電力（ 株）外線工事基準（ 架空線編） に準ずる。
	7．外灯設備	・ 定格電圧 Ｖ Ｗ
	8．沈下対策	地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。
	9．標識シート	・ 高圧ケーブル ・ 低圧ケーブル
	10．予備配管	屋外キュービクルから第１ ハンドホールまでの予備配管（ ＦＥＰ １００ ：１本）を設ける。 分電盤、動力盤から建物へのハンドホールまでの予備配管（ＦＥ Ｐ８０ ：２本）を設ける。
構内通信線路	1．工事範囲	・ 管路 ・ 配線
	2．用途	・ 電話用 ・ 時計、拡声用 ・ 火災報知用
	3．施工方法	※ 地中埋設式（ ・ ＦＥＰ ・ ＧＬＴ ・ 厚鋼電線管） ・ 架空線式
	4．標識シート	※ 弱電用

表２「機器取付高さ」 図面に特記なき場合は下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議する。

電力設備 名称		測点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	約 １，８００
	引込開閉器	床上～中心	１，８００～２，２００
	分電盤	床上～中心	1500（上端1900 以下）
電灯	スイッチ （一 般）	床上～中心	１，３００
	〃 （和 室）	〃	１，２００
	コンセント（一 般）	〃	３００
	〃 （和 室）	〃	１５０～ ２００
	〃 （台 上）	台上～中心	１００
	〃 （ファン用）	床上～下端	ファン下端
	〃 （厨 房）	床上～中心	８００～１，０００
	〃 （車 庫）	〃	１，３００
	〃 （機械室）	〃	５００～１，０００
	〃 （土 間）	〃	８００～１，３００
	ブラケット（一 般）	床上～中心	２，１００～２，３００
	〃 （踊 場）	〃	２，０００～２，５００
	〃 （鏡 上）	鏡上端～ 中心	１５０
	避難口誘導灯	床上～下端	１，５００以上
	廊下通路誘導灯	床上～上端	１，０００以下
動力 身障者用	壁掛形制御盤	床上～中心	1500 （上端2000以下）
	開閉器箱	〃	１，５００
	電磁開閉器用ボタン	〃	１，３００
	非常ボタン（便所用）	床上～中心	４００，９００
	壁付インターホン（親機）	〃	１，３００
	〃 （玄関子機）	〃	１，１００
	廊下表示灯（復旧ボタン付）	〃	１，３００
	身障表示ランプ	〃	１，５００
	スイッチ	〃	１，１００

通信設備 名称		測点	取付高（mm）
電話	引込線留め高	地上～ 引込点	
	集合保安器箱	天井下～上端	２００
	端子盤（廊下、室内）	床上～ 下端	３００
	〃 （ＥＰＳなど）	床上～ 中心	１，５００
	壁付アウトレット（一般）	床上～ 中心	３００
	〃 （和 室）		１５０～２００
時計 拡声 通信設備 警報表示等	壁掛形親時計	床上～ 中心	1500（上端2000 以下）
	子時計	〃	２，３００
	壁掛形スピーカ	〃	２，３００
	壁付アッテネータ	〃	１，３００
	壁付インターホン（一般）	床上～ 中心	１，３００
	〃 （身体障害者）	〃	１，３００
	壁付アウトレット（一般）	〃	３００
	〃 （和 室）	〃	１５０～２００
	機器収容箱	天井下～上端	２００
	直列ユニット（一 般）	床上～ 中心	３００
	〃 （和 室）	〃	２００
	表示盤	床上～ 中心	２，３００
	壁付発信機	〃	１，３００
	ベル、ブザー、チャイム	〃	２，３００
	壁付押しボタン（一 般）	床上～ 中心	１，３００
	〃 （身体障害者玄関）	〃	９００
火災報知器	受信機	床上～ 中心	８００～１，５００
	副受信機	〃	８００～１，５００
	機器収容箱	〃	８００～１，５００
	発信機	〃	８００～１，５００
	表示灯	床上～ 中心	２，１００
	ベル	〃	２，３００
	液化石油ガス用検知器	床上～ 上端	２５０
	都市ガス用検知器（軽質）	天井～ 上端	１５０
	〃 （重質）	床上～ 上端	２５０

注記：機器参考図について

本図面中で、機器の品質・グレードを規定する目的で機器の寸法形状や諸元を 参考図として記載している。
これらのものについては、その品質・性能が図面と同等品もしくはそれ以上の ものを使用するものとする。

（北陵中学校）

業務名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種別	電気設備特記仕様書	図面番号	E00
縮尺	―	作成年月	―
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録 第371976号 波多野公彦		

A	ＬＥＤブラケット　２０形
	参考品番:LGB85037 LE1(panasonic)



昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３
器具光束１１００ｌｍ、消費電力１２Ｗ、電圧１００Ｖ
天井直付型・壁直付型
スイッチ付、拡散タイプ、両面化粧タイプ
カバー：プラスチック（乳白）
Ｗ＝５８０　Ｈ＝６５　出しろ６４

B	直付型４０形　Ｗ１５０
	公共施設型番：LSS9-4-48

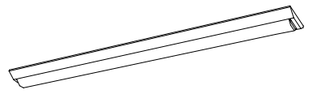

一般タイプ、５２００ｌｍタイプ
消費電力３１．９Ｗ、定格出力型、電圧１００～２４２Ｖ
本体：鋼板（白色粉体塗装）
ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白）
光源寿命４００００時間（光束維持率８５%）
昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３
電源装置はライトバー側に内蔵

C	ダウンライト　１００形
	公共施設型番：LRS1-08

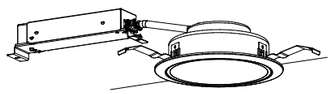

ＬＥＤ内蔵<ワンコア（ひと粒）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ
５０００Ｋ、Ｒａ８５、拡散タイプ
光源遮光角１５度、光源寿命４００００時間（光束維持率８５%）
器具光束：１０４５ｌｍ、消費電力：７Ｗ、電圧：１００－２４２Ｖ
反射板（上部）：プラスチック（ホワイト）
反射板（下部）：鋼板（ホワイトつや消し仕上）
枠：鋼板（ホワイトつや消し仕上）、埋込穴φ１５０

D	ひとセンサ付ダウンライト　１００形
	参考品番:XNS1030WNK LE9(panasonic)

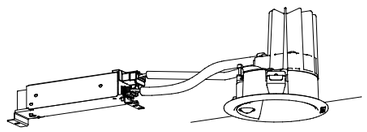

ＬＥＤ内蔵<ワンコア（ひと粒）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ
ひと（熱線）センサ付、５０００Ｋ、Ｒａ８５、拡散タイプ
器具光束：１０００ｌｍ、消費電力：７．１Ｗ、電圧：１００－２４２Ｖ
光源寿命：４００００時間（光束維持率８５%）
反射板（上部）：プラスチック（ホワイト）
枠・反射板（下部）：アルミダイカスト（ホワイトつや消し仕上）
埋込穴φ１００

特記なき配線は下記による。	
----------	破線既設配線
――――	EM-EEF1.6-2C
――//――	EM-EEF1.6-2C 2条
――^――	EM-EEF2.0-3C
※屋内立上下露出部分はモールダクト、 屋外トイレ露出部分はHIVEにて配線保護	

特記なき記号は下記による。	
記　号	名　称
⊠	ジョイントボックス
∞	換気扇-天井付（別途工事）
EET	便器用コンセント　E・ET付　露出モールボックス
2	2口コンセント　露出モールボックス(既設埋込交換)
●	一般形片切ｽｲｯﾁ
○	一般形ｽｲｯﾁ+確認表示灯(換気扇)
SL	人感センサーセレクタスイッチ
S	人感ｾﾝｻｰ親機(検知範囲　r=3500※取付高FL+2500)
S	熱線式自動ｽｲｯﾁ用ｾﾝｻ　子機(検知範囲　r=3500※取付高FL+2500)

※各図実線は「改修前」においては撤去、「改修後」においては新規もしくは交換
※各図破線は「改修前」においては残置もしくは別途、「改修後」においては既設もしくは別途

（北陵中学校）

業　務　名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種　別	便所 共通凡例・機器姿図	図面番号	E-01
縮　尺	S=1/50	作成年月	―
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　波多野公彦		

実線撤去
傍記なき配線器具、照明器具は撤去・処分とする
既設配線は残置し流用する
既設照明器具なし
照明器具開口部跡はステンレス製丸型カバープレート、
配線は天井内ジョイント

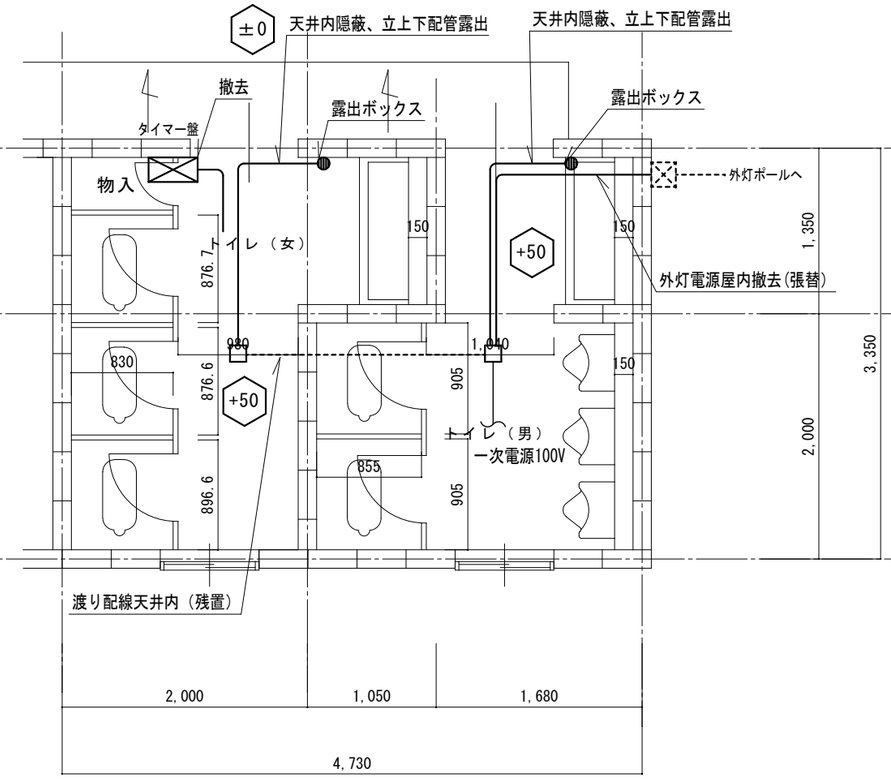

トイレ平面詳細図(改修前)　S=1/50

既設配線流用
センサーに関わる配線は新規
自動水栓は電池式
コンクリート天井のため照明・配線器具は直付・露出、新規配線は全て露出配管とする

特記なき記号は下記による。	
記　号	名　称
S 露出	人感ｾﾝｻｰ親機(検知範囲 r=3500※取付高FL+2500) 露出型
S 露出	熱線式自動ｽｲｯﾁ用ｾﾝｻ 子機(検知範囲 r=3500※取付高FL+2500) 露出型

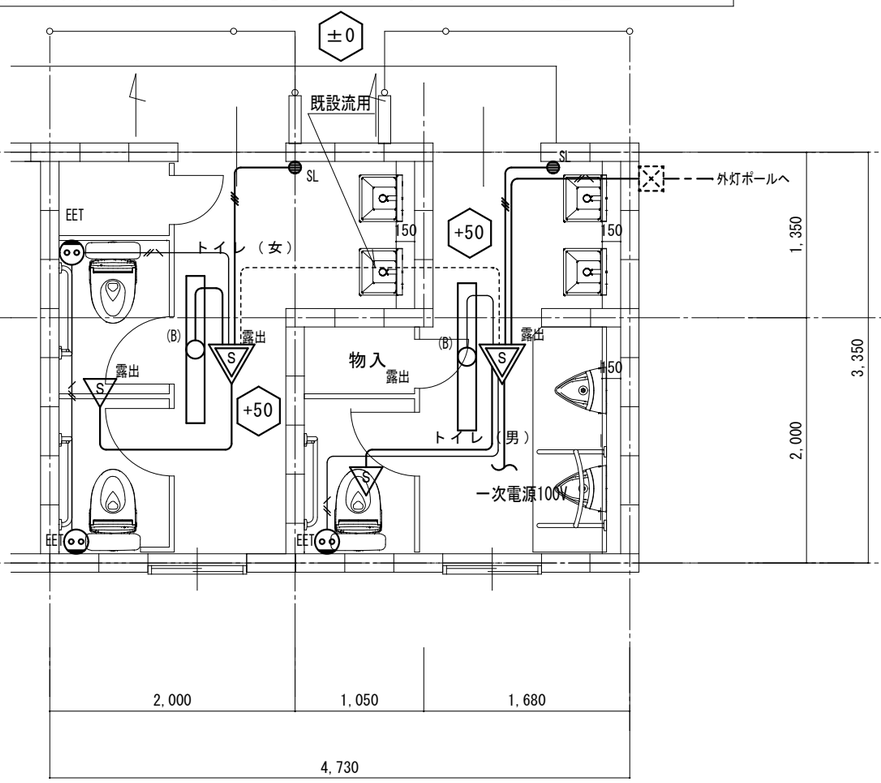

トイレ平面詳細図(改修後)　S=1/50

（北陵中学校）

【改修内容】
- 既設便器撤去(5か所)洋風大便器新設(3か所)
- 小便器新設(3か所)
- 既設手洗い水栓自動化 (4か所)
- 照明器具 (LED人感センサー付き)撤去、新設
- 床　防滑性複層ビニル床シート　t2.0　耐薬品性
- 壁　EP(G)塗替
- 天井　EP(G)塗替

業　務　名	陶都・多治見・北陵中学校トイレ改修工事設計業務委託		
種　別	平面詳細図（改修前後）	図面番号	E02
縮　尺	S=1/50	作成年月	ー
設計者 一級建築士 氏名	㈱波多野建築設計事務所 大臣登録　第371976号　波多野公彦		